

市川市国民保護計画

(案)

平成 19 年 2 月

(令和元年 月変更)

市 川 市

目 次

| | |
|------------------------|----|
| 第1編 総 論 | 1 |
| はじめに | 1 |
| 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 | 2 |
| 1 市の責務及び市川市国民保護計画の位置づけ | 2 |
| 2 市川市国民保護計画の構成 | 2 |
| 3 計画の特色 | 3 |
| 4 市川市地域防災計画との関連 | 3 |
| 5 市川市国民保護計画の見直し、変更手続 | 3 |
| 第2章 国民保護措置に関する基本方針 | 5 |
| 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 | 7 |
| 第4章 市の地理的、社会的特徴 | 8 |
| 第5章 市川市国民保護計画が対象とする事態 | 14 |
| 1 武力攻撃事態 | 14 |
| 2 緊急対処事態 | 15 |
| 3 市川市国民保護計画で特に考慮する事態 | 16 |
| 第2編 平素からの備えや予防 | 18 |
| 第1章 組織・体制の整備等 | 18 |
| 第1 市における組織・体制の整備 | 18 |
| 1 市の各部課室における平素の業務 | 18 |
| 2 市職員の収集基準等 | 19 |
| 3 消防機関の体制 | 21 |
| 4 国民の権利利益の救済に係る手続等 | 22 |
| 第2 関係機関との連携体制の整備 | 23 |
| 1 基本的考え方 | 23 |
| 2 県との連携 | 23 |
| 3 近接市町村との連携 | 24 |
| 4 指定公共機関等との連携 | 24 |
| 5 ボランティア団体等に対する支援 | 24 |
| 第3 通信の確保 | 26 |
| 第4 情報収集・提供等の体制整備 | 27 |
| 1 基本的考え方 | 27 |
| 2 警報等の伝達に必要な準備 | 28 |
| 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 | 29 |
| 4 被災情報の収集・報告に必要な準備 | 30 |
| 第5 研修及び訓練 | 31 |
| 1 研修 | 31 |
| 2 訓練 | 31 |

| | | |
|---------|-----------------------------------|--------|
| 第2章 | 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え | 33 |
| 1 | 避難に関する基本的事項 | 33 |
| 2 | 避難行動要支援者の支援体制の整備 | 34 |
| 3 | 避難実施要領のひな型の作成 | 35 |
| 4 | 救援に関する基本的事項 | 35 |
| 5 | 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 | 35 |
| 6 | 避難施設の指定への協力 | 36 |
| 7 | 生活関連等施設の把握等 | 37 |
| 第3章 | 物資及び資材の備蓄、整備 | 38 |
| 1 | 市における備蓄 | 38 |
| 2 | 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 | 38 |
| 3 | 平素からの市民自らの備蓄の啓発 | 39 |
| 第4章 | 医療救護体制の整備 | 39 |
| 1 | 初期医療体制の整備 | 40 |
| 2 | 応援要請及び後方医療体制の整備 | 40 |
| 第5章 | 国民保護に関する啓発 | 42 |
| 1 | 国民保護措置に関する啓発 | 42 |
| 2 | 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 | 42 |
| 第3編 | 武力攻撃事態等への対処 | 43 |
| 第1章 | 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 | 43 |
| 1 | 事態認定前における国民保護等連絡室及び国民保護等緊急対策本部の設置 | 43 |
| 2 | 国民保護等連絡室及び国民保護等緊急対策本部による初動措置 | 46 |
| 第2章 | 市対策本部の設置等 | 47 |
| 1 | 市対策本部の設置 | 47 |
| 2 | 通信の確保 | 55 |
| 第3章 | 関係機関相互の連携 | 56 |
| 1 | 国・県の対策本部との連携 | 56 |
| 2 | 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 | 56 |
| 3 | 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 | 56 |
| 4 | 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 | 57 |
| 5 | 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 | 57 |
| 6 | 市の行う応援等 | 58 |
| 7 | ボランティア団体等に対する支援等 | 58 |
| 8 | 住民への協力要請 | 59 |
| 第4章 | 警報及び避難の指示等 | 60 |
| 第1 | 警報の伝達等 | 60 |
| 1 | 警報の内容の伝達等 | 60 |
| 2 | 警報の内容の伝達方法 | 60 |
| 3 | 緊急通報の伝達及び通知 | 61 |
| 第2 | 避難住民の誘導等 | 62 |

| | | |
|------------------------|-----------------------|----|
| 1 | 避難の指示の通知・伝達 | 63 |
| 2 | 避難実施要領の策定 | 62 |
| 3 | 避難住民の誘導 | 66 |
| 4 | 武力攻撃事態別の避難住民の誘導等 | 69 |
| 第5章 救援 | | 72 |
| 1 | 救援の実施 | 72 |
| 2 | 関係機関との連携 | 72 |
| 3 | 救援の内容 | 73 |
| 第6章 安否情報の収集・提供 | | 74 |
| 1 | 安否情報の収集 | 74 |
| 2 | 県に対する報告 | 75 |
| 3 | 安否情報の照会に対する回答 | 75 |
| 4 | 日本赤十字社に対する協力 | 76 |
| 第7章 武力攻撃災害への対処 | | 77 |
| 第1 武力攻撃災害への対処 | | 77 |
| 1 | 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 | 77 |
| 2 | 武力攻撃災害の兆候の通報 | 77 |
| 第2 応急措置等 | | 78 |
| 1 | 退避の指示 | 78 |
| 2 | 警戒区域の設定 | 79 |
| 3 | 応急公用負担等 | 80 |
| 4 | 消防に関する措置等 | 80 |
| 第3 生活関連等施設における災害への対処等 | | 83 |
| 1 | 生活関連等施設の安全確保 | 83 |
| 2 | 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 | 83 |
| 第4 市内重要施設に係る武力攻撃災害への対処 | | 85 |
| 第5 N B C 攻撃による災害への対処等 | | 86 |
| 1 | N B C 攻撃による災害への対処 | 86 |
| 第8章 被災情報の収集及び報告 | | 89 |
| 第9章 保健衛生の確保その他の措置 | | 90 |
| 1 | 保健衛生の確保 | 90 |
| 2 | 廃棄物の処理 | 91 |
| 第10章 国民生活の安定に関する措置 | | 92 |
| 1 | 生活関連物資等の価格安定 | 92 |
| 2 | 避難住民等の生活安定等 | 92 |
| 3 | 生活基盤等の確保 | 92 |
| 第11章 特殊標章等の交付及び管理 | | 93 |
| 第4編 復旧等 | | 95 |
| 第1章 応急の復旧 | | 95 |
| 1 | 基本的考え方 | 95 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| 2 公共的施設の応急の復旧 | 95 |
| 第2章 武力攻撃災害の復旧 | 96 |
| 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 | 97 |
| 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 | 97 |
| 2 損失補償及び損害補償 | 97 |
| 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん | 97 |
| 第5編 緊急対処事態への備えと対処 | 98 |
| 第1章 総論 | 98 |
| 第1 基本的考え方 | 98 |
| 第2 事態想定ごとの被害概要 | 99 |
| 1 攻撃対象施設等による分類 | 99 |
| 2 攻撃手段による分類 | 99 |
| 第3 平素からの備え | 101 |
| 1 千葉県等との情報交換 | 101 |
| 2 市が管理する公共施設における警戒 | 101 |
| 3 対処マニュアル等の共有化 | 101 |
| 4 石油コンビナート等特別防災区域における備え | 101 |
| 第2章 緊急対処事態への対処 | 102 |
| 第1 事態認定前の対処 | 102 |
| 1 初動時情報連絡体制 | 102 |
| 2 国民保護等連絡室の設置 | 102 |
| 3 国民保護等緊急対策本部の設置 | 102 |
| 4 緊急対処事態対策本部に移行する場合の調整 | 103 |
| 第2 市緊急対処事態対策本部の設置等 | 104 |
| 1 市緊急対処事態対策本部の設置手順 | 104 |
| 2 その他市緊急対処事態対策本部関連事項 | 104 |
| 第3 関係機関相互の連携と主な役割 | 106 |
| 1 初動時における連携の基本モデルと主な役割 | 106 |
| 2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割 | 108 |
| 第4 緊急対処事態への対処上の留意点 | 112 |
| 1 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 | 112 |
| 2 赤十字標章等の標章の取扱い | 112 |
| 3 国民経済上の措置の取扱い | 112 |
| 用語解説 | 113 |

第1編 総 論

はじめに

1989年に冷戦が終結し、大国間による全面戦争の可能性は小さくなっていますが、一方では、民族や宗教間の対立、貧富の格差の拡大などを原因と思われる地域紛争やテロが世界各地で発生するに至っています。

平成13年の9.11米国同時多発テロをはじめ、平成17年に入ってからも、イギリスのロンドン、インドネシアのバリ島における爆破テロなど、テロが世界各地で発生しています。

また、我が国においても、本格的な侵略行為を受ける可能性は低下しているものの、世界的なテロ組織が日本も標的にしていることが明らかになったことをはじめ、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威が差し迫った課題となっています。

国では、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）」（平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改称。）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロ等に対処するための国全体としての枠組みが整備されてきています。

本市においても国民の保護のための措置における役割の重要性を踏まえ、国民保護法や県の国民保護計画に基づき、武力攻撃事態や大規模テロが発生し、またはそのおそれがある場合に備え、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるための計画として、市川市国民保護計画を策定いたしました。

なお、策定にあたっては、本市が首都東京に隣接していること、また、JRや京成の駅が多く存在すること、人口密集地域が広く分布していること、さらには、臨海部は日本経済を担う京葉工業地帯の主要な一角を占めているという地域的な特性を踏まえ、市民が混乱せず、一刻でも早く安全な場所へ避難できるよう、市の責務を適切に果たすことを目指した計画としております。

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市川市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び千葉県の国民の保護に関する計画（以下「千葉県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市川市国民保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市川市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市川市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市川市国民保護計画を作成する。

(3) 市川市国民保護計画に定める事項

市川市国民保護計画においては、市川市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市川市国民保護計画の構成

市川市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への備えと対処
- 資料編

3 計画の特色

(1) 市の実情・特性にあった計画

市は、首都東京に隣接する人口密集地域であること、また鉄道路線については、乗降客の多い駅が多数存在すること、さらに石油コンビナートなども有していることを踏まえ計画を策定した。

(2) 大規模テロなどの記述を充実

市で発生する可能性がより高いと思われる大規模テロなどを想定し、その具体的記述に努めた。

(3) 初動体制を充実

千葉県国民保護計画に示される初動体制充実の方針をふまえ、国による事態認定前であっても緊急事態が発生した場合の初動対応を切れ目のないものにするなど体制の充実を図った。

(4) 避難・救援等の記述を充実

高齢者、障がい等の避難行動要支援者をはじめとして、市民の避難・救援等についての措置及び平素からの備えにおける記述を充実させた。

4 市川市地域防災計画との関連

この計画は、国民保護措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資等に関する事項などを定めるものであり、一部は風水害や地震などの自然災害や大規模な事故などに対処するための「市川市地域防災計画」の内容を参考とした。

なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じ、また大規模事故であるとの判断のもと「市川市地域防災計画」に基づく対処がなされる場合も想定される。

5 市川市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市川市国民保護計画の見直し

市川市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、千葉県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市川市国民保護計画の見直しに当たっては、市川市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市川市国民保護計画の変更手続

市川市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3

項の規定に基づき、市川市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市川市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

（1）基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の収用及び保管命令、救援のための土地、家屋及び物資の使用、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

（2）国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

（3）国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、市の防災行政無線、市 web サイト、広報車、ジェイコム千葉市川・浦安局、エフエム浦安、掲示板等を使用し、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

（4）関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

（5）国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、避難誘導に必要な援助、救援に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助等について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

（6）高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

（7）指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定

公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

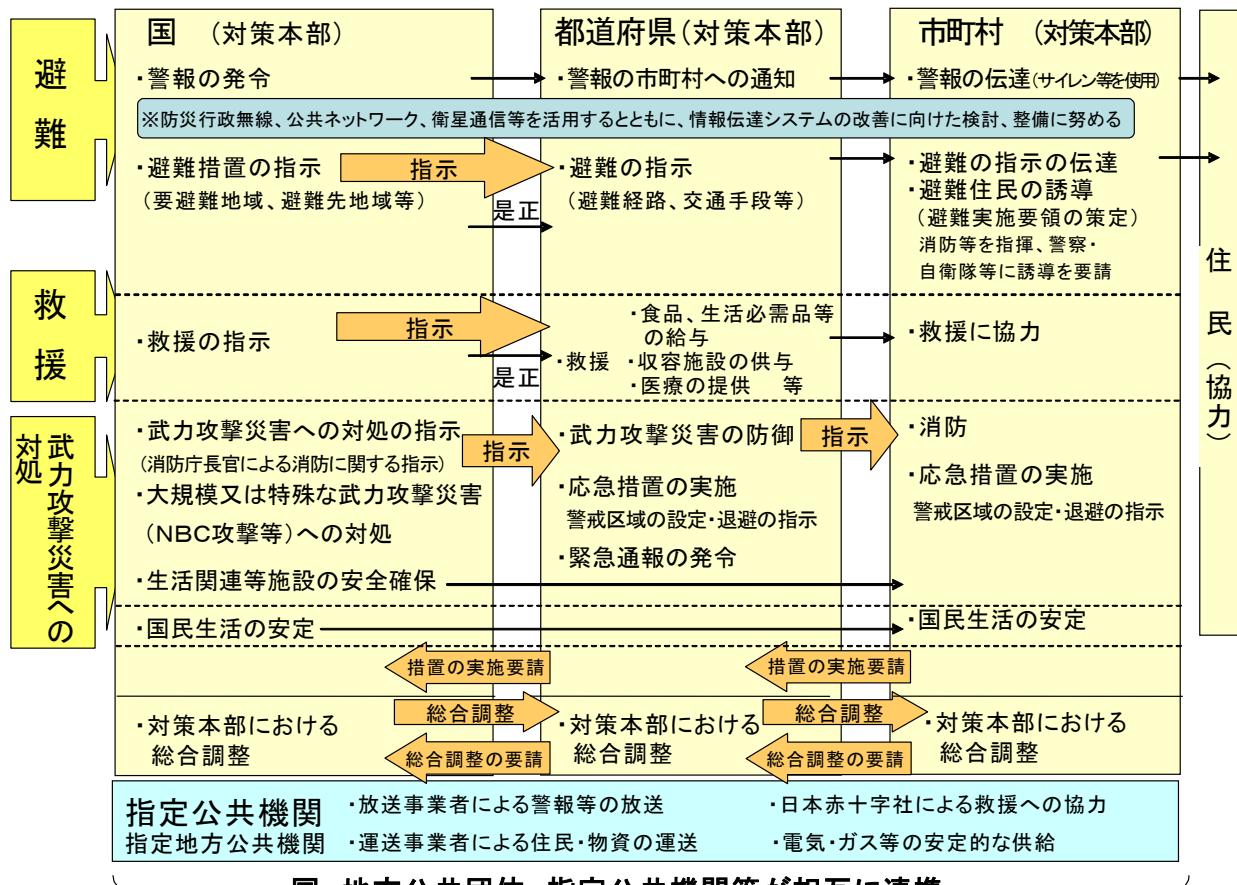
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



○市の事務

| 事務又は業務の大綱 | |
|-----------|--|
| 1 | 市川市国民保護計画の作成 |
| 2 | 市川市国民保護協議会の設置、運営 |
| 3 | 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 |
| 4 | 組織の整備、訓練 |
| 5 | 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 |
| 6 | 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 |
| 7 | 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 |
| 8 | 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 |
| 9 | 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |

※関係機関の連絡先は別途資料編で整理する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 位置

本市は、千葉県の北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市、鎌ヶ谷市、南は浦安市および東京湾にそれぞれ面し、西は江戸川および旧江戸川を隔て東京都江戸川区および葛飾区と相対している。

| | | | |
|----------------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 位 置 | 極東 (柏井町1丁目地先) | 東経 139° 58' 36" | 北緯 35° 44' 08" |
| | 極西 (島尻地先) | 東経 139° 53' 07" | 北緯 35° 40' 26" |
| | 極南 (塩浜3丁目地先) | 東経 139° 55' 05" | 北緯 35° 39' 20" |
| | 極北 (大町地先) | 東経 139° 58' 16" | 北緯 35° 46' 33" |
| | 市庁舎 (八幡1丁目1番1号) | 東経 139° 55' 52" | 北緯 35° 43' 19" |
| | 海拔 (市庁舎前) | 3.25m | |
| 面積 | 広ぼう | | |
| | 東西 | 南北 | |
| 56.39km ² | 8.2km | 13.4km | 54.8km |
| | | | 6.80km |

(2) 地形

本市の土地は南方に向かってやや傾斜しているが概して平坦であり、北部は国分川及び大柏川の2つの川を挟んで3つの丘陵地に分けられ、低地は沖積層の比較的軟弱地であり、丘陵地は関東ローム層で形成されている。

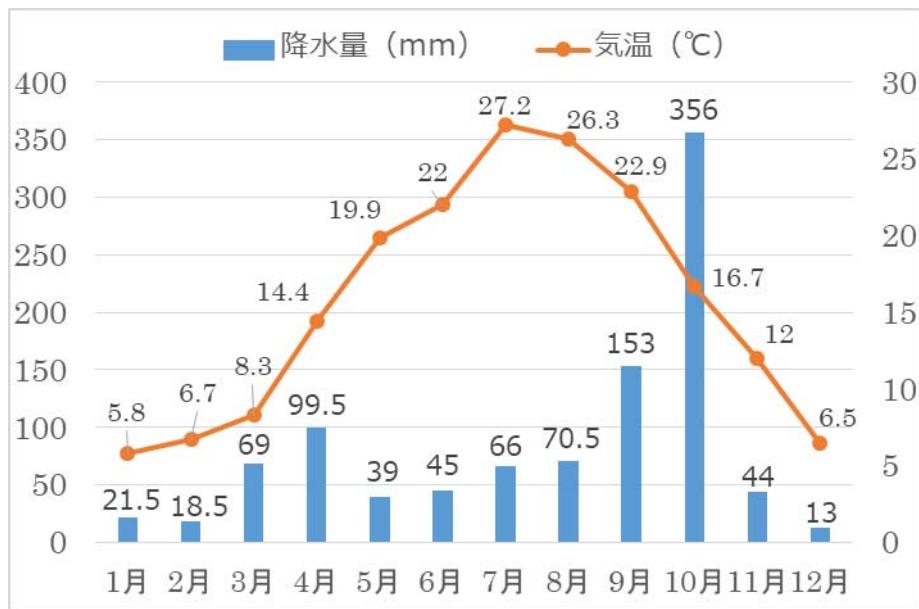
都心に近く、郊外住宅都市として近年高層住宅が急激に増加し、海岸線の埋立地には、企業の進出がはかられ、京葉工業地帯の一翼を担っている。

(3) 気候

平成29年の年平均気温は15.7℃、平均最低気温は1月の1.0℃、平均最高気温は8月の31.2℃となっており、おおむね温和な気候である。

年間降水量は約995mmで夏期に多く冬に少ない傾向となっており、千葉県内では海流に影響を受ける外房地方に比べて寒暖の差が大きく降水量が少ないという特徴がある。

平均風速は、7月が3.5m/sで最も強く、11月が2.2m/sで最も弱くなっている。風向は、冬季は北北西、夏季は南が多くなっている。



| | 平均風速 (m/s) | 最多風向 | 最大風速 (m/s) | 最大風速時における風向 |
|-----|------------|------|------------|-------------|
| 1月 | 2.7 | 北北西 | 24.2 | 南南西 |
| 2月 | 3.4 | 北北西 | 24.1 | 北西 |
| 3月 | 2.6 | 北北西 | 20.7 | 北西 |
| 4月 | 3.4 | 南 | 23.9 | 南 |
| 5月 | 3.0 | 南 | 18.5 | 南 |
| 6月 | 2.9 | 南 | 22.7 | 南 |
| 7月 | 3.5 | 南 | 18.4 | 南南東 |
| 8月 | 2.6 | 東北東 | 18.8 | 南南東 |
| 9月 | 2.6 | 南 | 28.4 | 南 |
| 10月 | 2.8 | 北 | 24.9 | 南東 |
| 11月 | 2.2 | 北北西 | 23.9 | 西北西 |
| 12月 | 2.3 | 北北西 | 17.1 | 北 |

資料：市総務部総務課（平成 29 年）

(4) 都市の形成

本市は、昭和 9 年 11 月の市制施行後、合併や公有水面の埋立等により市域を拡大しており、特に昭和 30 年代後半からの急激な人口の増加に伴い、郊外住宅都市として都市化が進んできた。

このため、道路や排水施設等の都市基盤の整備が追いつかないまま、鉄道駅を中心としたプロード化が進み、北部地域の谷津状の低地部にまで市街化が拡大している。

中部地域では、屋敷町といわれた昔ながらの狭い道路の沿道に低層住宅が密集しているが、主要駅前については再開発が進んでいる。

中・南部地域では、多くの工場跡地が高層マンションに建て替えられ、臨海部の埋立地では、工業だけでなく交通利便性を活かした物流拠点となっている。

本市には、都市部の残された貴重な自然観光や歴史・文化が多く存することから、自然と共生した住宅都市を基本として、適正な機能の配置と地域の特徴を適切に活かした都市を目指して、魅力あるまちづくりを進めているところである。

(5) 人口分布

平成 27 年（国勢調査）の人口は、481,732 人で県内 4 番目、世帯数は、228,845 世帯で県内 3 番目となっており、昼夜人口は、夜間 473,919 人、昼間 387,101、夜間人口と昼間人口の差 86,818 人となっている。

平成 30 年 10 月 31 日現在の市内管内別の人口は、本庁管内 283,669 人、行徳管内 165,178 人、大柏管内 38,815 人で、本庁管内に 59%、行徳管内に 33% の人口が集まっている。

人口密度は、本庁管内 89 人/ha、行徳管内 125 人/ha、大柏 36 人/ha で、行徳管内の人 口密度が高くなっている。

(6) 道路の位置等

現在、国道 4 路線（国道 14 号、国道 298 号、国道 357 号、国道 464 号）、県道 11 路線、市道約 3,000 路線が認定され、市民生活を支えている。また、都市計画道路は 40 路線、総延長 117.5km が決定され、平成 30 年 4 月末における整備率（完成率）は、約 44% となっている。

日本の玄関口である成田空港と東京都心を結ぶ京葉道路と湾岸道路が本市を東西に横断しており、新たに外環道路の供用によって、さらに広域交通網が形成された。

これまで本市の課題であった南北交通については、外環道路や都市計画道路 3・4・18 号の供用により、大幅に渋滞が解消されているものの、未だ京成本線の踏み切り遮断が円滑な交通の支障となっている。

また、行徳地域には 5 つの橋梁がかかっており、地域間や東京との交流の重要な役目を果たしている。平成 31 年 3 月に供用開始された妙典橋に加え、旧行徳橋の架け替えも進んでいることから、災害等による地域分断の懸念が大幅に解消される見込みである。

(7) 鉄道、港湾の位置等

○鉄道

鉄道は、JR 総武線、JR 京葉線、JR 武蔵野線、京成本線、東京メトロ東西線、都営新宿線、北総線があり、JR 武蔵野線を除いて、東京から千葉・船橋方面に伸びている。

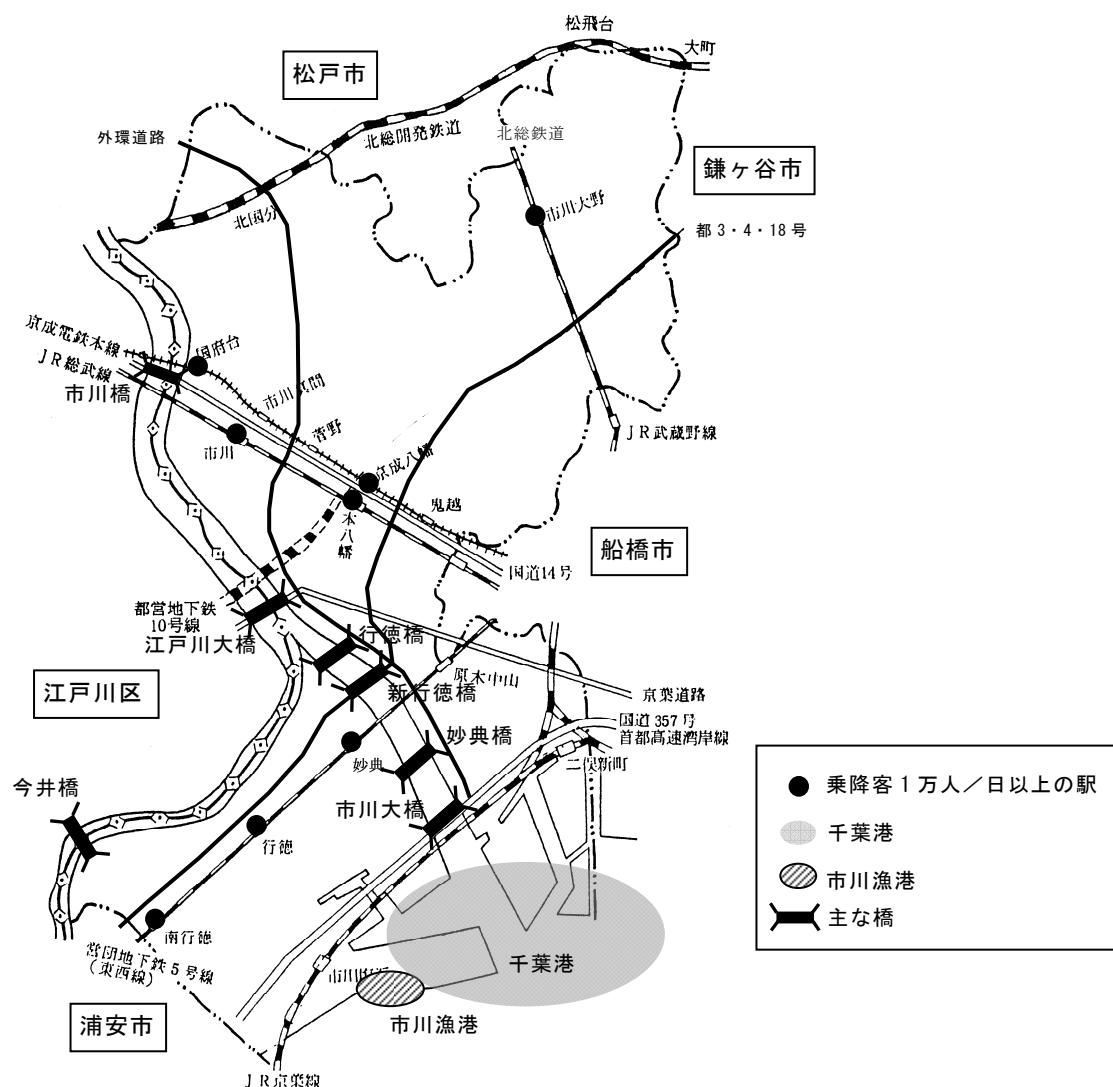
また、京成線の大半は平面であるが、都営地下鉄 10 号線は全線地下構造であり、他の路線のほとんどが高架構造となっている。

駅は、市内に 16 駅あり、1 日平均 455 千人が乗降している。

【市内鉄道別 1 日平均乗降客数】

| 鉄道名 | 駅名（乗客数 千人/日） | 乗客数（千人/日） |
|----------|--------------------------------------|-----------|
| JR 総武線 | 市川（60）、本八幡（59） | 119 |
| JR 武蔵野線 | 市川大野駅（12） | 12 |
| JR 京葉線 | 市川塩浜（8）、二俣新町駅（5） | 13 |
| 京成本線 | 国府台（12）、市川真間（7）、菅野（4）、京成八幡（34）、鬼越（5） | 69 |
| 東京地下鉄東西線 | 妙典駅（49）、行徳（56）、南行徳（53） | 158 |
| 都営新宿線 | 本八幡駅（74） | 74 |
| 北総線 | 北国分（8）、大町駅（2） | 10 |
| 総数 | | 455 |

資料：市総務部総務課（平成 28 年）



○港湾

本市における港湾は、特定重要港湾である千葉港の一部があり、4,500D/Wまでの船舶が寄港可能となっている。葛南港区の入港船舶隻数は11,693隻で、その内、外航船は1,040隻、内航船は10,653隻であり、貨物取扱量は15,706千トンで、その内、外貿貨物は2,684千トン(17%)、内貿貨物は13,022千トン(83%)となっている(平成28年度)。

漁港は、塩浜に市川漁港があり、延長は、963.5mである。

【参考：千葉港の概要】

| 港湾名 | 公共主要施設 | 対象船舶 | 港格 | 備考 |
|-----|--|----------------|--------|---|
| 千葉港 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共けい船岸壁 水深4.5m~12m 総延長11,240m(94バース) ・物揚場等 総延長8,339m ・ガントリークレーン2基 | 300~30,000 D/W | 国際拠点港湾 | <ul style="list-style-type: none"> ・重化学工場及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾 ・貨物取扱量全国第2位の国際貿易港(平成14年~平成28年) |

資料：千葉県地域防災計画

(8) 自衛隊施設等

本市周辺の主な自衛隊の施設は次のとおりである。

| 所在地 | 施設・主要部隊 |
|----------|---|
| 船橋市・八千代市 | (陸上自衛隊) 習志野駐屯地、習志野演習場 ：第1空挺団、特殊作戦群、習志野駐屯地業務隊 (航空自衛隊) 習志野分屯基地：第1高射群第1高射隊 |
| 松戸市・鎌ヶ谷市 | (陸上自衛隊) 松戸駐屯地 ：需品学校、需品教導隊、関東補給処松戸支処、第2高射特科群 |

資料：千葉県地域防災計画

(9) その他

○石油コンビナート

本市の東京湾沿岸の埋立地には、石油コンビナート等災害防止法に基づき、京葉臨海北部地区の特別防災区域が指定されている。

本市の特別防災区域は、面積及び危険物の貯蔵取扱量などで全国有数のコンビナート地帯を形成している。

なお、概要は次のとおりである。

(京葉臨海北部地区)

京葉臨海北部地区は本市及び船橋市に位置し、面積面積 2.04 平方キロメートル、総事業所数 114 社、そのうち 6 の特定事業所（第1種事業所 5、第2種事業所 1）で形成されており、油槽所主体の地区である。

【京葉臨海北部地区の諸元】

| 区分 | 区域面積 km ² | 貯蔵・取扱・処理量 | | 特定事業所※2 | | | その他事業所 (うち石油を 取扱う事業所) |
|----------------|-------------------------|----------------|----------------------------------|---------|------------------------------------|--------------|-----------------------------|
| | | 石油 千 kL | 高压ガス 百万 Nm ³ ※1 | 総数 | 第一種事業所 ※3 (うちレイアウト事業所※ 4) | 第二種事業 所※5 | |
| 京葉 臨海 北部 | 市川市 | 249 (1.24%) | 6 (0.25%) | 6 | 5 (0) | 1 | 108 (25) |
| | | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 | 0 (0) | 0 | 16 (16) |
| | 小計 | 246 (1.21%) | 6 (0.25%) | 6 | 5 (0) | 1 | 110 (42) |

資料：千葉県地域防災計画（貯蔵・取扱・処理量：平成 29 年 4 月 1 日現在）

※1 N : 零°C 1 気圧における気体の体積を表す単位

※2 特定事業所：石油の貯蔵・取扱量が一定基準量以上の事業所などで石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける事業所

※3 第1種事業所：石油コンビナート等災害防止法第2条第4号に規定する事業所

※4 レイアウト事業所：石油と高压ガスの両方を貯蔵し取り扱っている事業所

※5 第2種事業所：石油コンビナート等災害防止法第2条第5号の規定に基づき知事が指定した事業所

(10) 市での留意事項

○武力攻撃事態、緊急対処事態生起への国の認識

平成30年12月18日付け閣議決定「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」によれば、『今日の我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦期に懸念されていたような主要国間の大規模武力紛争の蓋然性は引き続き低いと考えられる一方、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成25年12月17日国家安全保障会議決定）を策定した際に想定したものよりも、格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している。

我が国に対する脅威が現実化し、国民の命と平和な暮らしを脅かすことを防ぐためには、この現実を踏まえた措置を講ずることが必要となっている。』と国の認識が示されている。

○市において留意すべき事項

市において、安全保障上留意すべき事項については、概ね国が示しているとおりであるが、次に掲げる市の特性から、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模テロの生起に特に留意して、国民の保護措置を的確に行っていくことが重要である。

【市の社会的特性からみた留意事項】

- ・首都東京に隣接しており、東京への就業者が多いことから帰宅困難者の大量発生のおそれがある。
- ・首都東京攻撃への基地（アジト）として市内のどこかが利用されるおそれがある。
- ・市内の多くが人口の密集地域であり、人的被害が大きくなるおそれがある。
- ・湾岸に工場や石油コンビナートなどが存在しており、生産や経済などへの二次被害が大きくなるおそれがある。
- ・テロリストが成田国際空港から東京攻撃へ向かう途中で事態が発生するおそれがある。
- ・市街化の進展に伴い、帰属意識の薄い住民が増え、日頃からの地域におけるコミュニケーションが希薄である。

【市の地理的特性からみた留意事項】

- ・市内行徳地区は、東京湾及び江戸川、旧江戸川に挟まれた地区であり、孤立地域となる可能性がある。
- ・千葉県国民保護計画で指摘されている、水域に隣接することによるテロリスト等の潜入の容易性については、東京湾の監視体制下にあって、その最奥に位置する本市沿岸まで潜伏できる可能性は低いとみられる。

第5章 市川市国民保護計画が対象とする事態

市川市国民保護計画においては、以下のとおり千葉県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市川市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、千葉県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、武力事態対処法第2条第2号において「武力攻撃事態」は、「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」と定義され、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弹道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

【基本指針に示されている上記4類型の特徴】

| | |
|----------------|--|
| ①着上陸侵攻 | <ul style="list-style-type: none">○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。○船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。○航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 |
| ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 | <ul style="list-style-type: none">○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。○少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という）が使用される場合がある。 |
| ③弾道ミサイル攻撃 | <ul style="list-style-type: none">○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はN B C弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。○通常弾頭の場合にはN B C弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 |
| ④航空攻撃 | <ul style="list-style-type: none">○弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に發揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。○なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 |

2 緊急対処事態

市川市国民保護計画においては、緊急対処事態として、千葉県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、武力事態対処法第25条において、「緊急対処事態」は、「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの」と定義され、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - 石油コンビナート、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

【基本指針に示されている上記事態例の特徴等】

| | |
|-----------------------------------|--|
| ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none">① 事態例<ul style="list-style-type: none">・原子力事業所等の破壊・石油コンビナートの爆破・危険物積載船への攻撃・ダムの破壊② 被害の概要<ul style="list-style-type: none">ア 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害<ul style="list-style-type: none">○大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。○汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。イ 石油コンビナートが攻撃を受けた場合の主な被害<ul style="list-style-type: none">○爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。ウ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害<ul style="list-style-type: none">○危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。エ ダムが破壊された場合の主な被害<ul style="list-style-type: none">○ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。 |
| ②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none">① 事態例<ul style="list-style-type: none">・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破・列車等の爆破② 被害の概要<ul style="list-style-type: none">○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。 |

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

【基本指針に示されている上記事態例の特徴等】

| | |
|---------------------------------|--|
| ①多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 | <p>① 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 <p>② 被害の概要</p> <p>ア 放射性物質等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ○ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ○小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。 <p>イ 生物剤（毒素を含む）による攻撃。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ○毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。 <p>ウ 化学剤による攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> ○化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。 |
| ②破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 | <p>① 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 <p>② 被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 |

3 市川市国民保護計画で特に考慮する事態

市川市国民保護計画では、前記のように千葉県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。その中でも、市の地域性などから、以下の事態を特に考慮するものとする。

（1）特に考慮する事態

市川市では、下表に示すとおり、武力攻撃事態の中では「ゲリラや特殊部隊による攻撃」、緊急対処事態の中では「危険性を内在する物質を有する施設（石油コンビナート）での事態発生」「多数の人が集合する施設（鉄道駅など）などの事態発生」「殺傷物質（サリンなど）による攻撃」の可能性が高いものとし、その対策を講じるものとする。

【国の基本指針に示される武力攻撃事態等の種類と市川市での可能性】

| | | |
|--------|---|--|
| 武力攻撃事態 | <p>① 着上陸侵攻</p> <p>② ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <p>③ 弹道ミサイル攻撃</p> <p>④ 航空攻撃</p> | <p>×東京湾最奥部であり可能性低い</p> <p>○成田空港と東京を結ぶ鉄道・高速道路での可能性がある</p> <p>△東京への大規模攻撃の影響を受ける可能性のみ</p> <p>同上</p> |
| 緊急対処事態 | <p>① 危険性を内在する物質を有する施設での事態発生</p> <p>② 多数の人が集合する施設などでの事態発生</p> | <p>○石油コンビナートでの事態発生の可能性がある</p> <p>○鉄道駅や大規模店舗などでの事態発生の可能性がある</p> |
| | <p>① 殺傷物質による攻撃</p> <p>② 交通機関を用いた攻撃</p> | <p>○市内での事態発生の可能性がある</p> <p>×攻撃対象が特にない</p> |

【市川市の地域特性からみた留意事項】

| | | |
|-----------|----------------------|---------------------------------------|
| 社会的 特性 | ① 首都東京に隣接している | ○帰宅困難者の大量発生 |
| | ② 市内の多くが人口密集地域 | ○人的被害が大きい (特に鉄道駅周辺で被害が大きくなる可能性がある) |
| | ③ 湾岸に工業地帯がある | ○石油コンビナートでの事態発生 |
| | ④ 京葉道路と総武線が中心市街地をとおる | ○高速・鉄道での武力攻撃・テロの際の周辺被害 |
| 地理的 特性 | ① 行徳地区は水域に挟まれている | ○4つの橋梁等が同時に爆破された場合、一時的に孤立する可能性 |

(2) 特に考慮する事態の特徴

○時間的余裕と被害の範囲からみた事態の特徴

市では、比較的被害の範囲が狭いものの、時間的な余裕が少ない事態の発生が想定されることから、その特徴を考慮するものとする。

○地域条件からみた事態の特徴

市では、鉄道駅周辺や石油コンビナート周辺、東京方面への鉄道・高速道路周辺での事態の可能性が高く、地域的には、総武線沿線や東西線沿線の中心市街地及び京葉線沿線の湾岸地域での事態発生が想定されることから、その特徴を考慮するものとする。

【特に考慮する事態の特徴】

| ○時間的余裕と被害の範囲からみた事態の特徴 | ○地域条件からみた事態の特徴 |
|--|--|
| <p>市川市で想定される</p> <p>時間的余裕がある</p> <p>時間的余裕がない</p> <p>被害の範囲が狭い</p> <p>被害の範囲が広い</p> <p>着上陸侵攻</p> <p>航空攻撃</p> <p>弾道ミサイル攻撃(B, C弾頭)</p> <p>弾道ミサイル攻撃(N弾頭)</p> <p>ゲリラ等の攻撃</p> <p>緊急対処事態</p> <p>市川市では、比較的被害の範囲が狭いものの、時間的余裕が少ない事態の発生が想定される。 →人口密集地域であり、短時間に大量の住民を避難させることが必要である</p> | <p>鉄道駅周辺での化学剤散布テロ</p> <p>東関道の封鎖テロ</p> <p>コンビナート爆破テロ</p> <p>鉄道駅周辺での化学剤散布テロ</p> <p>JR總武線</p> <p>JR武藏野線</p> <p>JR京葉線</p> <p>市川市役所</p> <p>市川八幡</p> <p>木八幡</p> <p>駒込</p> <p>国道14号</p> <p>都営地下鉄10号線</p> <p>原木中山</p> <p>京葉道路</p> <p>国道357号</p> <p>首都高速西岸線</p> <p>行徳</p> <p>両毛線(東西線)</p> <p>木見ヶ崎</p> <p>山田町</p> <p>JR京葉操</p> |

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の収集基準等について定める。

1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部課室における平素の業務】

| 部局名 | 平素の業務 |
|---------|--|
| 危機管理室 | <ul style="list-style-type: none">・国民保護協議会の運営に関すること・国民保護対策本部に関すること・国民保護計画の見直しに関すること・避難実施要領の策定に関すること・物資及び資材の備蓄等に関すること・非常通信体制の整備に関すること・国民保護に係る研修及び訓練に関すること・特殊標章の交付に関すること・国民保護に関する各部間の調整に関すること・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関すること・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること・自主防災組織に関すること・その他各部に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |
| 総務部 | <ul style="list-style-type: none">・個人情報の保護に関すること・国民保護措置に伴う国民の権利利益の救済に関すること・その他総務部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |
| 企画部 | <ul style="list-style-type: none">・広報活動に関すること・国際交流に関すること・その他企画部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |
| 財政部 | <ul style="list-style-type: none">・国民保護に関する予算措置等に関すること・公共施設(本庁及び分庁舎)の維持管理等に関すること・その他財政部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |
| 情報政策部 | <ul style="list-style-type: none">・情報システム等の運用管理に関すること・情報ネットワークの整備及び管理に関すること・その他情報政策部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |
| 文化スポーツ部 | <ul style="list-style-type: none">・スポーツセンター、体育館等施設の維持管理に関すること・その他文化スポーツ部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |
| 市民部 | <ul style="list-style-type: none">・自治会、町会等に関すること・防犯対策に関すること・その他市民部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |
| 経済部 | <ul style="list-style-type: none">・商工業及び農水産業に関すること・市川地方卸売市場に関すること・その他経済部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |
| 福祉部 | <ul style="list-style-type: none">・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の把握及び安全確保、支援体制の整備に関すること・福祉関連施設の維持管理に関すること・その他福祉部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |

| | |
|---|---|
| こども政策部 | <ul style="list-style-type: none"> ・園児の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・こども館、保育園等施設の維持管理に関すること ・その他こども政策部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |
| 保健部 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・埋葬及び火葬に関すること ・その他保健部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |
| 環境部 | <ul style="list-style-type: none"> ・消毒に関すること ・環境検査センターに関すること ・ペット対策に関すること ・廃棄物処理に関すること ・し尿処理に関すること ・その他環境部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |
| 街づくり部 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の街づくりに関すること ・都市計画に関すること ・その他街づくり部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |
| 道路交通部 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁の維持管理に関すること ・その他道路交通部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |
| 水と緑の部 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川及び河川施設等の維持管理に関すること ・下水道施設の維持管理に関すること ・公園施設の維持管理に関すること ・その他水と緑の部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |
| 行徳支所 | <ul style="list-style-type: none"> ・行徳地域における高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の把握及び安全確保、支援体制の整備に関すること ・行徳地域における道路、橋梁の維持管理に関すること ・その他行徳支所内に関する武力攻撃災害対応体制に関すること |
| 会計課 | <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に係る会計事務に関すること ・その他会計課内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |
| 議会事務局 選挙管理委員会 監査委員事務局 農業委員会事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・市議会に関すること ・その他各事務局、委員会内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |
| 消防局 | <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関すること（消火、救急、救助） ・住民の避難誘導に関すること ・消防団に関すること ・消防における相互応援に関すること（緊急消防援助隊も含む） ・特殊標章の交付に関すること ・その他消防局内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |
| 教育委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・学校及び教育施設の維持管理に関すること ・文化財等の保全に関すること ・その他教育委員会内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること |

2 市職員の参集基準等

（1）職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

（2）24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、市消防局との連携を図りつつ、当直等との連携体制の強化（守衛が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、初動時において迅速に連絡が取れるよう、24時間即応可能な体制を整備する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

| 体 制 | 参 集 基 準 |
|-----------------|---|
| ① 国民保護等連絡室体制 | 連絡室担当部署職員が参集 |
| ② 国民保護等緊急対策本部体制 | 原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断 |
| ③ 市国民保護対策本部体制 | 全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集 |

- ・国民保護等連絡室は、危機管理室長が設置し、速やかに市長に報告する。
- ・国民保護等緊急対策本部は、市長が設置する。
- ・市国民保護対策本部は、内閣総理大臣の通知に基づき市長が設置する。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

| 事態の状況 | 体制の判断基準 | | 体制 |
|-------|---|---|----|
| 事態認定前 | 市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 | | ① |
| | 市の全部課室での対応が必要な場合（市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合） | | ② |
| 事態認定後 | 市国民保護対策本部設置の通知がない場合 | 市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 | ① |
| | | 市の全部課室での対応が必要な場合（市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合） | ② |
| | 市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合 | | ③ |

(4) 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとし、市対策本部員の代替職員については、各部内で、あらかじめ、順位を定めておくものとする。

【市対策本部長、市対策副本部長の代替職員の順位】

| (1) 市対策本部長 | | (2) 市対策副本部長 | |
|------------|-------------|-------------|----------|
| 第1位 | 副市長（危機管理担当） | 第1位 | 副市長 |
| 第2位 | 副市長 | 第2位 | 危機管理監 |
| 第3位 | 危機管理監 | 第3位 | 教育長 |
| 第4位 | 教育長 | 第4位 | 総務部長 |
| 第5位 | 総務部長 | 第5位 | 企画部長 |
| 第6位 | 企画部長 | 第6位 | 財政部長 |
| 第7位 | 財政部長 | 第7位 | 情報政策部長 |
| 第8位 | 情報政策部長 | 第8位 | 文化スポーツ部長 |
| 第9位 | 文化スポーツ部長 | 第9位 | 市民部長 |

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 第10位 | 市民部長 | 第10位 | 経済部長 |
| 第11位 | 経済部長 | 第11位 | 福祉部長 |
| 第12位 | 福祉部長 | 第12位 | こども政策部長 |
| 第13位 | こども政策部長 | 第13位 | 保健部長 |
| 第14位 | 保健部長 | 第14位 | 環境部長 |
| 第15位 | 環境部長 | 第15位 | 街づくり部長 |
| 第16位 | 街づくり部長 | 第16位 | 道路交通部長 |
| 第17位 | 道路交通部長 | 第17位 | 水と緑の部長 |
| 第18位 | 水と緑の部長 | 第18位 | 議会事務局長 |
| 第19位 | 議会事務局長 | 第19位 | 教育次長 |
| 第20位 | 教育次長 | 第20位 | 生涯学習部長 |
| 第21位 | 生涯学習部長 | 第21位 | 学校教育部長 |
| 第22位 | 学校教育部長 | | |

(6) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 市消防局及び消防署における体制

市消防局及び消防署は、市における参考基準等と同様に、市消防局、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参考基準を定める。その際、市は、市消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における市消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市消防局は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市消防局は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市消防局は、参考基準等を参考に、消防団員の参考基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を市国民保護対策本部に開設し、手続項目ごとに、以下の担当部が処理する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

| 手続項目 | | 担当部 |
|-------------------------|--|-----|
| 損失補償 (法第159条第1項) | 特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項) | 経済部 |
| | 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) | 経済部 |
| | 土地等の使用に関すること。(法第82条) | 財政部 |
| | 応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項) | 財政部 |
| 損害補償 (法第160条) | 国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) | 総務部 |
| 不服申立てに関すること。(法第6条、175条) | | 総務部 |
| 訴訟に関すること。(法第6条、175条) | | 総務部 |

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の、避難・救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市川市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 警察署との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察署と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のN B C対応可能部隊数やN B C対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置につい

ての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

（1）非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

（注）非常通信協議会：電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

（2）非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

| | |
|--------|---|
| 施設・設備面 | 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理運用体制の構築を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 |
| | 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 被災現場の状況を高所カメラ等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。 |
| | 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 |
| | 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、災害時における災害情報収集員制度を活用するなど、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 |
| 運用面 | 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 |
| | 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 |
| | 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、市webサイト、広報車、掲示板等を活用するとともに、ジェイコム千葉市川・浦安局、エフエム浦安との連携により、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に對しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 |

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、

これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。その際、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との十分な協議の上、その役割を考え、協力体制を構築し、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達のため、地域防災無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大等の整備を図る。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 警察署との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| 1 避難住民（負傷した住民も同様） |
| ① 氏名 |
| ② 出生の年月日 |
| ③ 男女の別 |
| ④ 住所 |
| ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） |
| ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |
| ⑦ 居所 |
| ⑧ 負傷又は疾病の状況 |
| ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 |
| 2 死亡した住民 (上記①～⑥に加えて) |
| ⑩ 死亡の日時、場所及び状況 |
| ⑪ 死体の所在 |

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。

(4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

| 年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報） | | | | | | | |
|--|---------|------------|-------|-----|---------|-----|-----|
| 平成 年 月 日 時 分 〇〇市 | | | | | | | |
| 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 平成 年 月 日 (2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度） | | | | | | | |
| 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要 | | | | | | | |
| 3 人的・物的被害状況 | | | | | | | |
| 市町村名 | 人 的 被 害 | | | | 住 家 被 害 | | その他 |
| | 死 者 | 行 方 不明者 | 負 傷 者 | | 全 壊 | 半 壊 | |
| | | | 重 傷 | 軽 傷 | | | |
| | (人) | (人) | (人) | (人) | (棟) | (棟) | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| ※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。 | | | | | | | |
| 市町村名 年月日 性別 年齢 概 况 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、海上保安部等、自衛隊等との連携による、N.B.C攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の収集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えについて必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等以下の必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人団のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース)
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与える一定規模以上のもの)
- 関係機関 (国、県、民間事業者等) の連絡先一覧、協定
(※ 特に、地図や各種のデータ等は、市町村対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレーできるようにしておく。)
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※ 市消防局・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(4) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

(1) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(2) 社会福祉施設等における備え

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定めておくとされている。また、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うとされている。

(3) 児童・生徒等の避難時の配慮

学校や幼稚園等の管理者は、児童・生徒、園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引き渡しを行うこととするなど、あらかじめ対策を講ずるよう努めるとされている。

(4) 外国人に対しての配慮

市は、県が作成した外国語版のパンフレットビデオ等を利用し、外国人に対して武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うものとする。

3 避難実施要領のひな型の作成

市は、関係機関（県、警察署、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、昼間人口の存在等、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のひな型をあらかじめ作成する。

4 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

5 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車両等(鉄道、定期・路線バス、船舶等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
 - ③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市域に係る運送経路の情報を共有する。

6 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

なお、避難施設の指定上の留意事項は、次のとおりである。

- (1) 避難所として学校、公民館、体育館等の屋内施設を指定する。
また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時的集合場所として公園、広場、駐車場等の屋外施設を指定するよう配慮する。
- (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を指定するよう配慮する。
- (3) 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- (4) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- (5) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- (6) 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

7 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

| 国民保護法 施行令 | 各号 | 施 設 の 種 類 | 所管省庁名 |
|--------------|-----|---|----------------|
| 第27条 | 1号 | 発電所、変電所 | 経済産業省 |
| | 2号 | ガス工作物 | 経済産業省 |
| | 3号 | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 | 厚生労働省 |
| | 4号 | 鉄道施設、軌道施設 | 国土交通省 |
| | 5号 | 電気通信事業用交換設備 | 総務省 |
| | 6号 | 放送用無線設備 | 総務省 |
| | 7号 | 水域施設、係留施設 | 国土交通省 |
| | 8号 | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 | 国土交通省 |
| | 9号 | ダム | 国土交通省 農林水産省 |
| 第28条 | 1号 | 危険物 | 総務省消防庁 |
| | 2号 | 毒劇物（毒物及び劇物取締法） | 厚生労働省 |
| | 3号 | 火薬類 | 経済産業省 |
| | 4号 | 高圧ガス | 経済産業省 |
| | 5号 | 核燃料物質（汚染物質を含む。） | 原子力規制委員会 |
| | 6号 | 核原料物質 | 原子力規制委員会 |
| | 7号 | 放射性同位元素（汚染物質を含む。） | 原子力規制委員会 |
| | 8号 | 毒薬及び劇薬（医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法理） | 厚生労働省 農林水産省 |
| | 9号 | 電気工作物内の高圧ガス | 経済産業省 |
| | 10号 | 生物剤、毒素 | 各省庁（主務大臣） |
| | 11号 | 毒性物質 | 経済産業省 |

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察署及び海上保安部等との連携を図る。

(3) 石油コンビナート等特別防災区域における備え

本市には、面積及び危険物の貯蔵取扱量などで、全国有数の石油コンビナート等特別防災区域が所在している。

これらの施設の重要性にかんがみ市は、平素から防災体制の活用も図り事業者、県、警察署、消防機関その他の関係機関との連携に努めるものとする。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共に多くのものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

3 平素からの市民自らの備蓄の啓発

市や県等関係機関が備蓄している物資や資材のみでは限界があるため、市は、市民が平素から自ら備蓄するよう啓発していく。

第4章 医療救護体制の整備

武力攻撃災害の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、県において対応計画が定められているが、応急医療へのニーズは事態発生の直後から発生することが想定される。

そこで市は、市川市医師会等の協力により、災害発生の直後に、自動的に市独自の応急医療体制を立ちあげ、速やかな応急医療活動の実施を図る。

1 初期医療体制の整備

(1) 医療救護所の開設指示

市内に武力攻撃災害が発生し、市長から指示があった場合には、災害時での応急医療体制を活用し、以下の方法によって市内の傷病者発生状況や医療機関の被災状況を速やかに把握・推測し、必要に応じて、担当職員に被害が甚大な地域における医療救護所の開設を指示する。

- ・消防本部に対する、救急出動要請状況の確認
- ・各医療機関への問い合わせ
- ・各地区の被災概況の確認

2 応援要請及び後方医療体制の整備

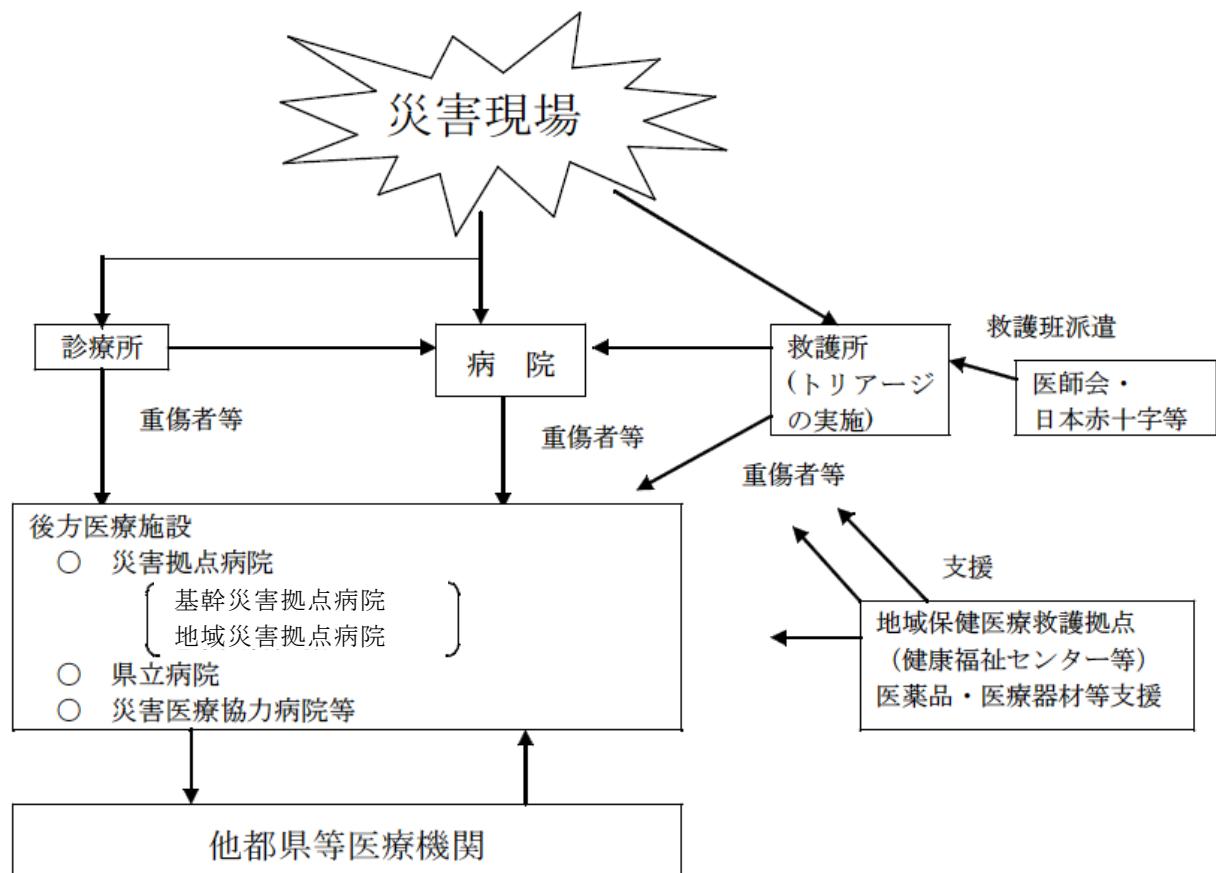
(1) 応援要請

市の行う応急医療では処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国等その他関係機関の応援を要請する。

(2) 後方医療体制の整備

市では、市内の大規模病院の被災状況と活動状況を確認し、医療救護所では対応できない重傷者の受け入れに向けて、後方医療体制の整備を図る。

【武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ】



第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、インターネット、広報紙、テレビ、ラジオ、パンフレット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 公立学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

(4) 私立学校における教育

市教育委員会は、県の学事課の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、私立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育に努めるよう要請する。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の様相に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

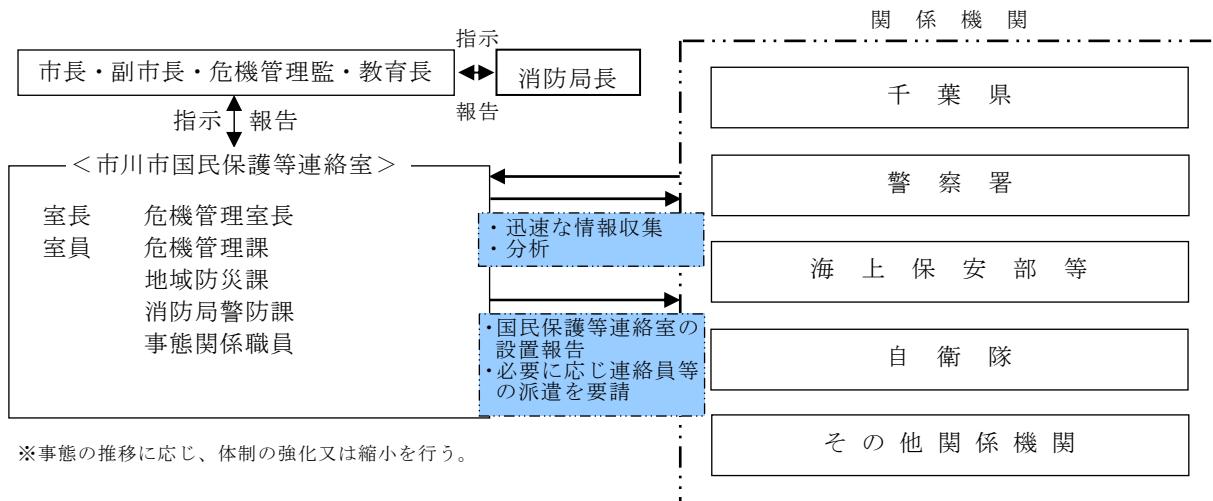
1 事態認定前における国民保護等連絡室及び国民保護等緊急対策本部の設置

(1) 国民保護等連絡室の設置

危機管理室長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合や他の市町村において攻撃が発生している場合、何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においては、市として的確かつ迅速に対処するため、「国民保護等連絡室」を設置するとともに、速やかに、県及び警察署に連絡を行う。「国民保護等連絡室」の構成は、下図のとおりとするが、発生した事案の内容によっては、市対策本部員以外の必要に応じた職員によって構成するものとする。

【国民保護等連絡室の構成等】

- ① 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を危機管理室長及び幹部職員等に報告するものとする。
市消防局においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。



- ② 「国民保護等連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、国民保護等連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、国民保護等連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

- ③ 危機管理室長は、情報分析の結果、武力攻撃事態に該当しないことが判明した場合は、国民保護等連絡室を廃止する。

(2) 国民保護等緊急対策本部の設置

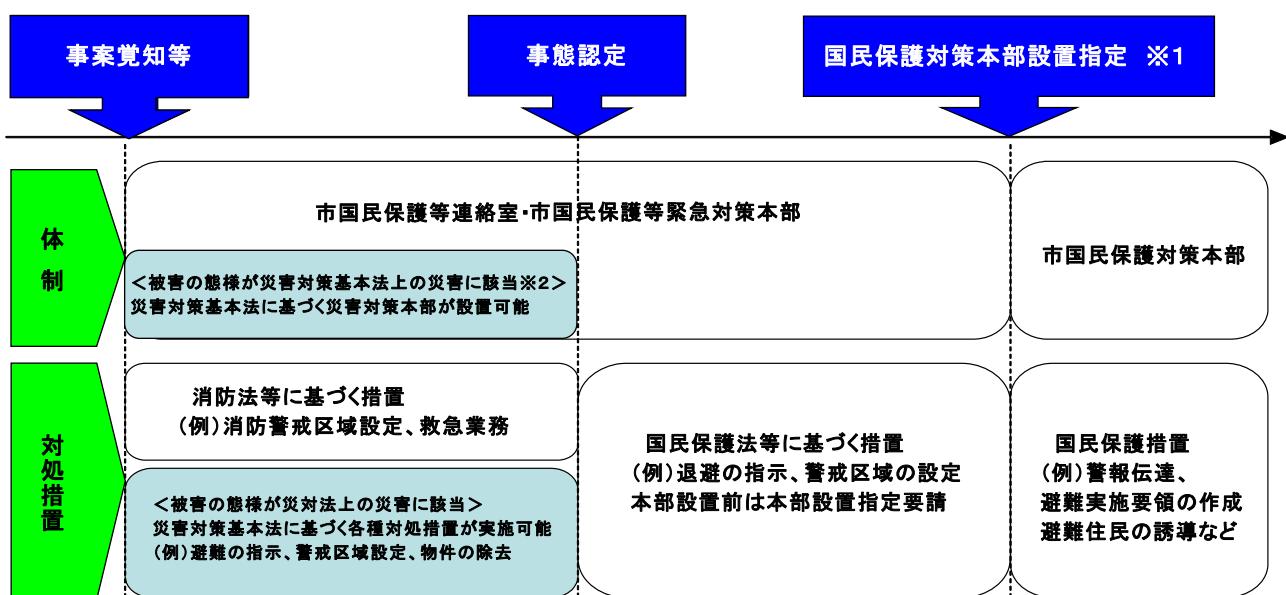
市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、市国民保護等緊急対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

なお、市国民保護等緊急対策本部の事務分掌は市対策本部に準ずる。

【消防庁における体制】

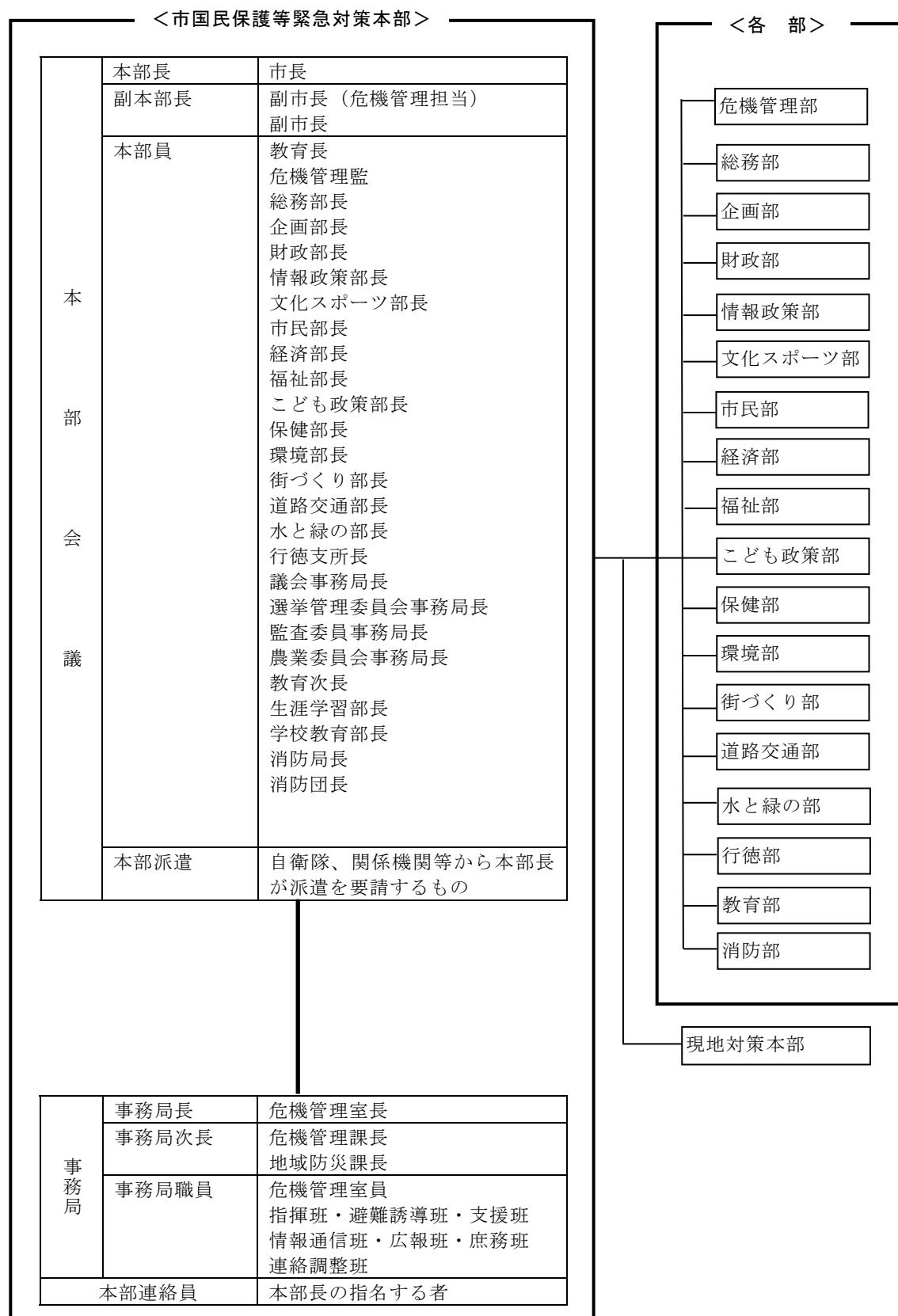
消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。



※ 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※ 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

【市国民保護等緊急対策本部の組織図】



※ 事務局及び各部の構成・事務分掌については、市対策本部に準じる。

2 国民保護等連絡室及び国民保護等緊急対策本部による初動措置

(1) 初動措置の確保

市は、「国民保護等連絡室」及び「国民保護等緊急対策本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

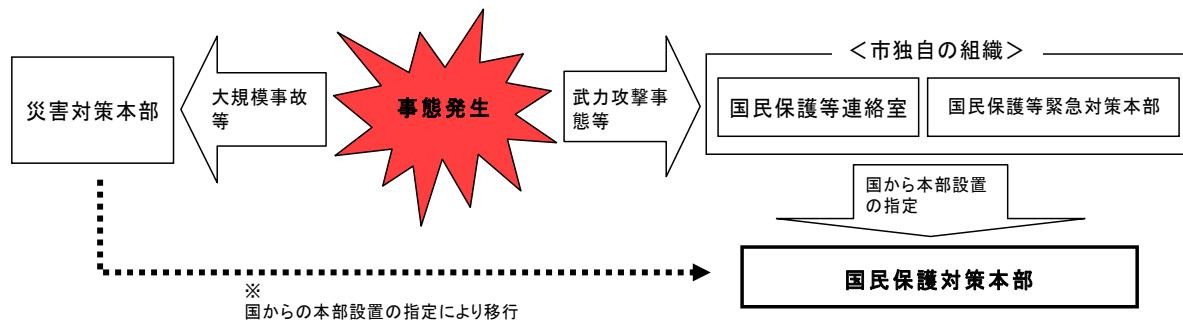
また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(2) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処について、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(3) 対策本部への移行に要する調整

「国民保護等連絡室」及び「国民保護等緊急対策本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「国民保護等連絡室」及び「国民保護等緊急対策本部」は廃止する。



※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に国民保護等連絡室及び国民保護等緊急対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、あらかじめ整備している連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市本庁舎委員会室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、平素より通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

さらに、市対策本部事務局（危機管理室）は、直ちに、指定地方公共機関など関係機関に対して、市対策本部を設置した旨を通知するものとする。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、以下のとおり市対策本部の予備施設を指定するものとする。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

【代替施設の指定】

- [第1位] 生涯学習センター
- [第2位] 行徳支所
- [第3位] スポーツセンター
- [第4位] 文化会館
- [第5位] 行徳文化ホール I&I
- [第6位] 各公民館

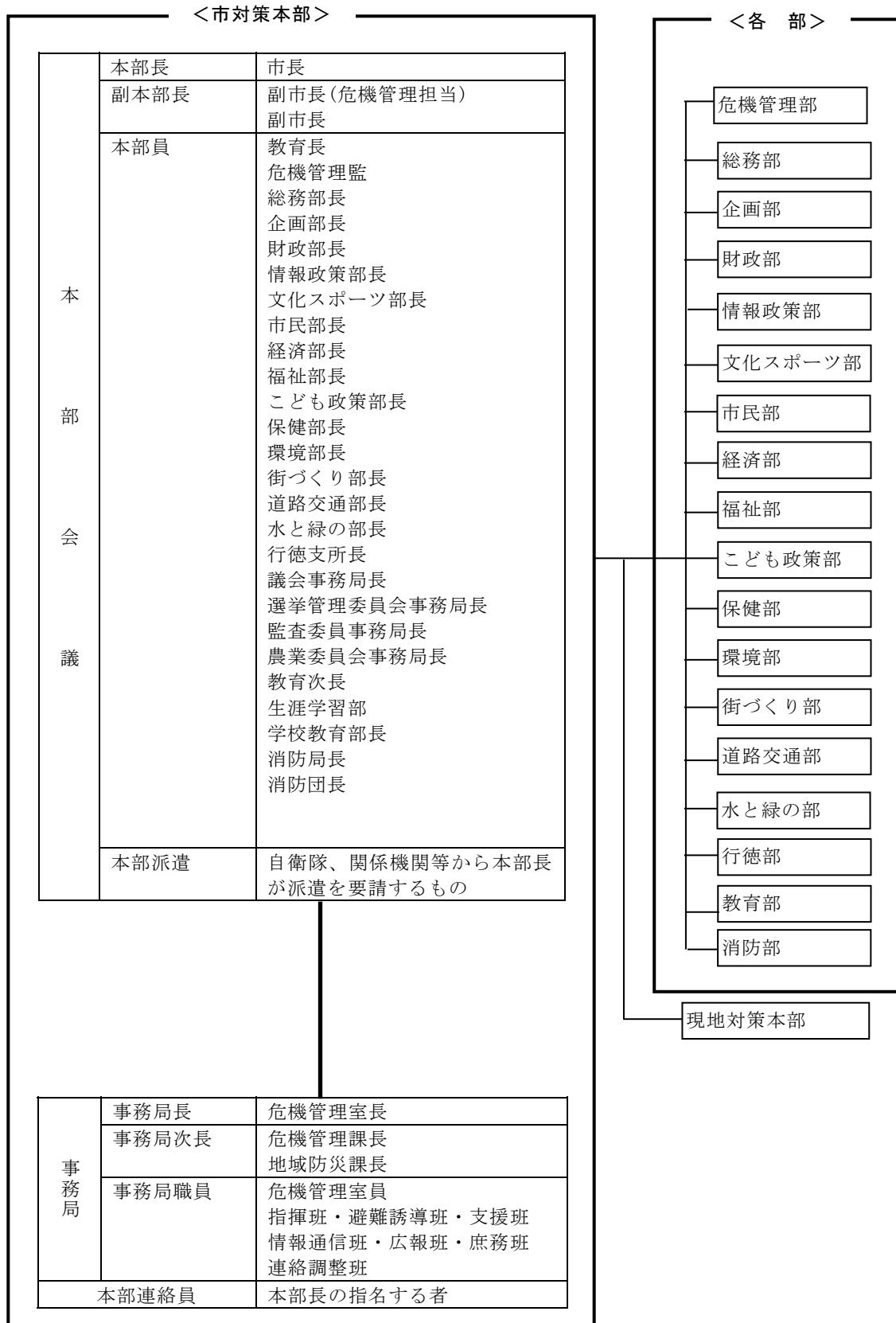
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成】



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施するものとする。(市対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

【市対策本部事務局の組織構成及び事務分掌】

| 班名 | 事務分掌 | 対応部署 |
|-------|--|--|
| 指揮班 | 1 国民保護対策本部の設置・運営に関すること 2 事務局各班の総括指揮に関すること 3 収集した情報を踏まえた対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 4 対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する指示 5 事務局各班の調整に関すること 6 国・県等関係機関との連絡調整に関すること 7 国・県等関係機関への各種要請に関すること 8 国・県への報告に関すること | ・危機管理室 (危機管理課、 地域防災課) ・企画部 (行政経営課) |
| 避難誘導班 | 1 避難住民の誘導に関すること 2 避難所の調整に関すること 3 安否情報の収集・整理に関すること | ・企画部 (企画課) ・市民部 (地域振興課、市民課) |
| 支援班 | 1 緊急物資の確保及び配給に関すること 2 緊急輸送ネットワークの構築に関すること 3 人員の派遣等の調整に関すること | ・財政部 (財政課、契約課) |
| 情報通信班 | 1 情報の収集・伝達に関すること 2 収集した情報の整理及び集約に関すること 3 通信回線や通信機器の確保に関すること | ・情報政策部 (情報政策課、 情報システム管理課) ・財政部 (管財課) |
| 広報班 | 1 庁内放送に関すること 2 緊急放送の要請に関すること 3 記者発表資料の作成に関すること 4 記者発表、取材応対に関すること 5 市議会への対応に関すること | ・企画部 (秘書課、広報広聴課) ・議会事務局 |
| 庶務班 | 1 職員の参集・活動状況、安否確認に関すること 2 職員の食糧及び仮眠施設の確保、その他物品の準備に関すること 3 職員の健康管理及び交代要員の手配等に関すること 4 対策本部会議資料の作成及び会議の記録に関すること 5 対策本部の活動記録に関すること | ・総務部 (人事課、職員課) |
| 連絡調整班 | 1 各部と各班との連絡調整に関すること 2 各部の対応状況の把握及びその報告に関すること 3 本部員との調整に関すること 4 本部における決定事項等の各部への伝達、調整に関すること | ・総務部 (総務課) |

【市対策本部各部の主な業務】

| 部名 | 主な業務 |
|-------|---|
| 危機管理部 | ・国民保護対策本部の設置運営に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・特殊標章に関すること ・市民に対する情報提供に関すること ・警報の伝達、避難の指示に関すること ・自主防災組織に関すること ・国民への協力要請に関すること ・その他部内の業務に関すること |
| 総務部 | ・職員の動員及び派遣に関すること ・職員の安否確認・配備調整に関すること ・不服申し立てに関すること ・訴訟に関すること ・その他部内の業務に関すること |
| 企画部 | ・市民、報道機関への情報提供に関すること ・避難住民の誘導に関すること ・外国人に対する情報提供に関すること ・その他部内の業務に関すること |

| | |
|----------------|---|
| 財政部 (会計課含む) | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の確保及び配給に関すること ・国民保護措置関係の予算に関すること ・応急公用負担に関すること ・公的徴収金の減免等に関すること ・武力攻撃災害時に係る会計事務に関すること ・緊急物資の確保及び配給に関すること ・救急物資の要請、受付に関すること ・物資運送手段の確保及び手配に関すること ・庁舎、公有財産の管理に関すること ・土地等の使用に関すること ・応急公用負担に関すること ・その他部内の業務に関すること |
| 情報政策部 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、伝達に関すること ・情報ネットワークの維持管理に関すること ・その他部内の業務に関すること |
| 文化スポーツ部 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の誘導に関すること ・その他部内の業務に関すること |
| 市民部 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の誘導に関すること ・避難所等における避難者の誘導及び避難生活への支援に関すること ・安否確認の収集及び確認に関すること ・ボランティア、NPO、市民団体等に関すること ・その他部内の業務に関すること |
| 経済部 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の確保及び配給に関すること ・物資等の価格安定に関すること ・産業復旧、復興への支援に関すること ・地方卸売市場の維持管理に関すること ・特定物資の収用に関すること ・特定物資の保管命令に関すること ・その他部内の業務に関すること |
| 福祉部 | <ul style="list-style-type: none"> ・義援品の受付、配分に関すること ・高齢者、障がい者等特に配慮を要する者の避難誘導に関すること ・高齢者、障がい者等特に配慮を要する者の安否確認に関すること ・高齢者、障がい者等特に配慮を要する者の避難支援に関すること ・各種福祉施設に関すること ・各種福祉施設の武力攻撃災害対策に関すること ・その他部内の業務に関すること |
| こども政策部 | <ul style="list-style-type: none"> ・園児の安全確保及び避難等に関すること ・施設の維持管理に関すること ・その他部内の業務に関すること |
| 保健部 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療救護体制に関すること ・医療関係機関との連絡調整に関すること ・保健衛生、防疫に関すること ・医療救護班の編成、派遣に関すること ・医薬品の確保、供給に関すること ・埋葬及び火葬に関すること ・施設の維持管理に関すること ・その他部内の業務に関すること |
| 環境部 | <ul style="list-style-type: none"> ・大気及び水質監視に関すること ・武力攻撃災害による廃棄物処理に関すること ・し尿処理に関すること ・施設の維持管理に関すること ・その他部内の業務に関すること |
| 街づくり部 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の把握及び記録の整理に関すること ・被害状況の確認、調査に関すること ・応急仮設住宅に関すること ・市街地の復旧に関すること ・その他部内の業務に関すること |
| 道路交通部 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路、交通状況の把握、管理に関すること ・道路、橋梁の被災状況の確認、調査に関すること ・道路啓開及び緊急交通手段の確保に関すること ・道路、橋梁の復旧に関すること ・その他部内の業務に関すること |

| | |
|--|--|
| 水と緑の部 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川及び河川施設等の被害状況の確認、調査に関すること ・下水道施設の被害状況の確認、調査に関すること ・公園及びその施設の被害状況の確認、調査に関すること ・河川及び河川施設等の復旧に関すること ・下水道施設の復旧に関すること ・公園及びその施設の復旧に関すること ・その他部内の業務に関すること |
| 行徳部 | <ul style="list-style-type: none"> ・行徳地域における避難誘導及び避難生活への支援に関すること ・行徳地域における緊急物資の配給に関すること ・行徳地域における高齢者、障がい者等特に配慮を要する者の避難誘導に関すること ・行徳地域における高齢者、障がい者等特に配慮を要する者の安否確認に関すること ・行徳地域における高齢者、障がい者等特に配慮を要する者の避難生活支援に関すること ・行徳地域における被害状況の確認、調査及び記録の整理に関すること ・その他部内の業務に関すること |
| 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・市議会への対応に関すること ・避難住民の誘導に関すること ・避難所等における避難者の誘導及び避難生活への支援に関すること ・その他部内の業務に関すること |
| 消防部 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防部における活動体制の確保、調整に関すること ・消火、救出活動の実施に関すること ・救急活動の実施に関すること ・武力攻撃災害における危険物質の保安対策に関すること ・警戒区域の設定に関すること ・死体、行方不明者の捜索に関すること ・避難住民の誘導に関すること ・消防団との連絡調整に関すること ・特殊標章に関すること ・その他部内の業務に関すること |
| 教育部 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校及び教育施設の武力攻撃災害対策に関すること ・生徒等の安全、避難等に関すること ・文化財の保護に関すること ・学用品の確保、調達に関すること ・避難所等における避難者の誘導及び避難生活への支援に関すること ・その他部内の業務に関すること |

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制の例】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

② 広報手段

防災行政無線、市 web サイト、広報紙、広報車、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設幅等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市現地対策本部の設置

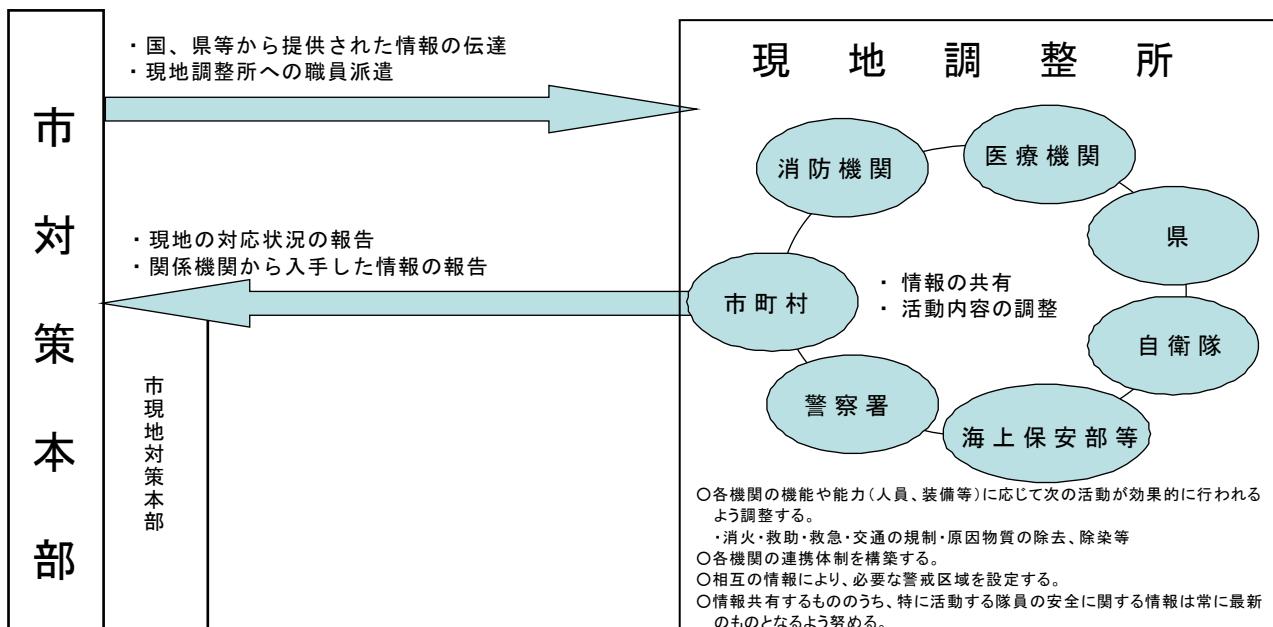
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、警察署、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各自の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は隨時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注） 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、市川市国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

（7）市対策本部長の権限

市対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市町村の協議会委員たる隊員を通じて、当該区域を担当区域とする方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、住民による協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであるので、要請に当たり強制しないよう配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

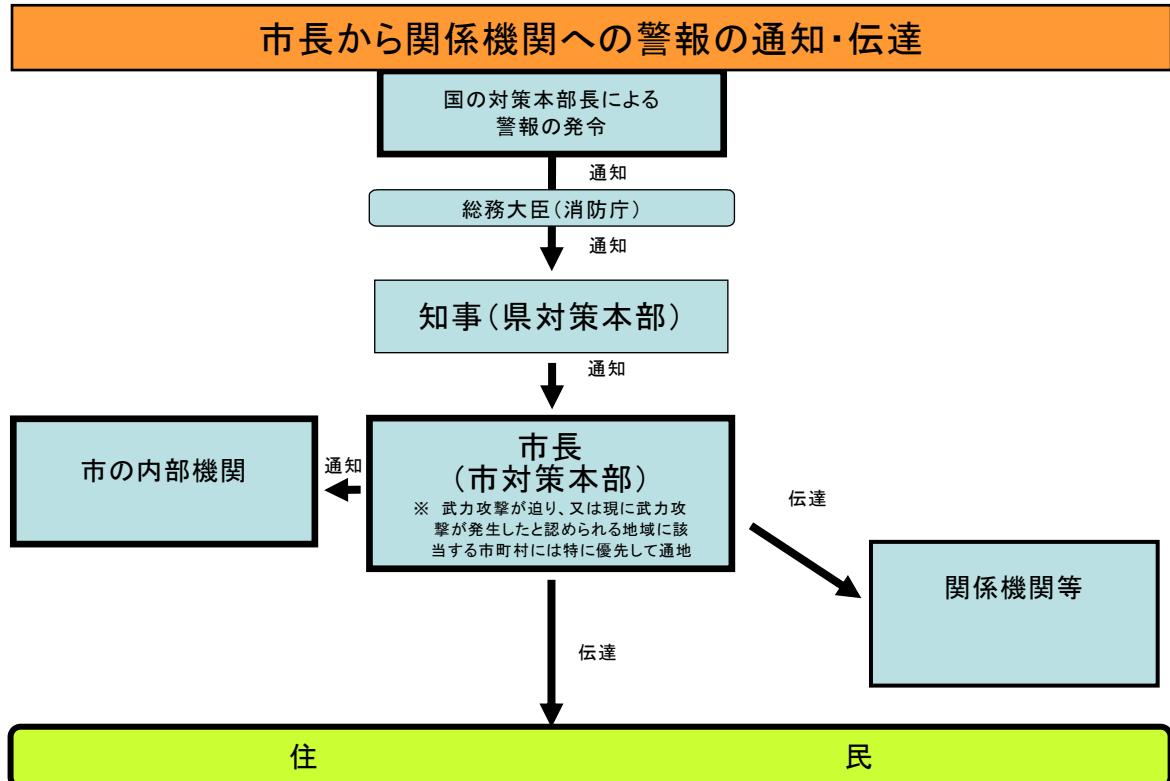
市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の通知・伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市の内部機関に通知するとともに、住民及び関係機関等（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市 web サイト (<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>) に警報の内容を掲載する。

【市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム

(J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線や市 web サイトへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかつた場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報を市 web サイト等に掲載する等により、周知を図る。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、市消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配意する。

また、市は、警察署の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

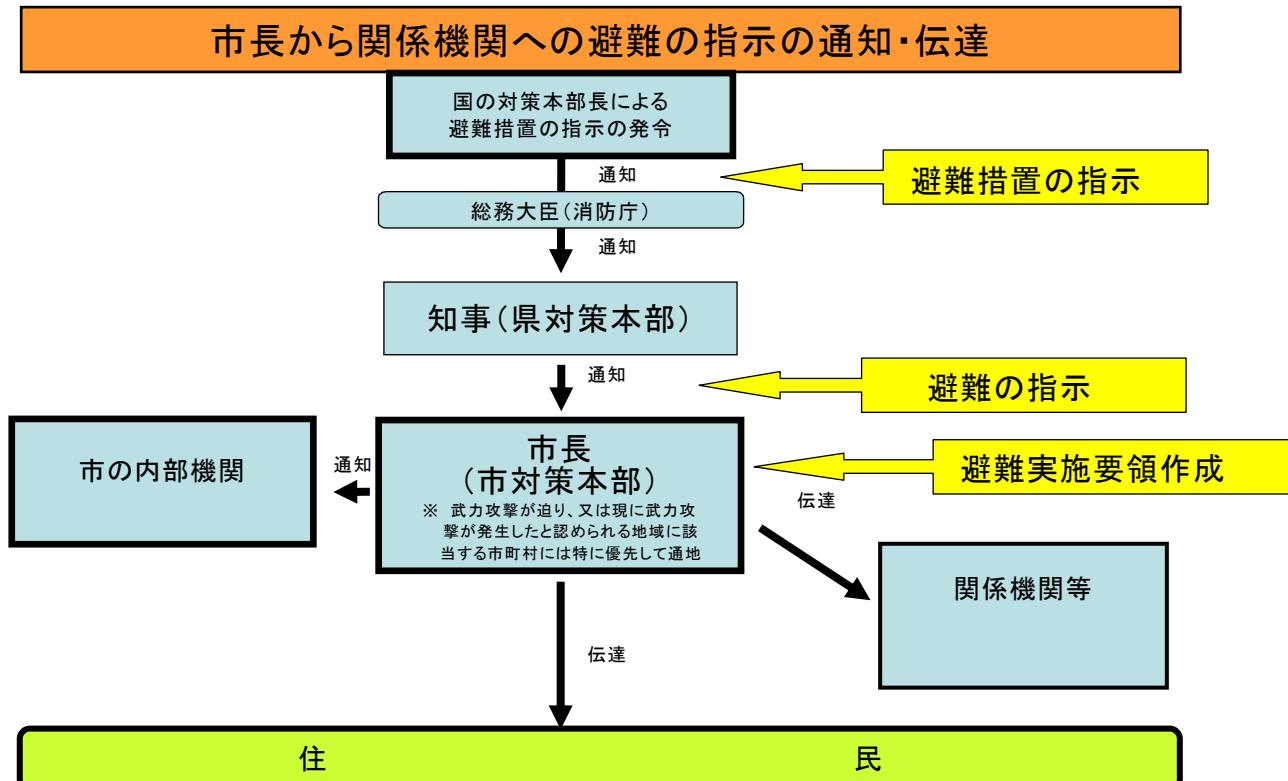
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るために責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のひな型を参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成とともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、警察署、海上保安部等、自衛隊等の関

係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容にするものもありうる。

【千葉県国民保護計画における避難実施要領作成の際の主な留意事項】

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ 市町村職員、消防職員等の配慮等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員等の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施す

るために、これらの者への対応方法を記載する。

ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者がいないよう、残留者の確認方法を記載する。

コ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

サ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

【避難実施要領の内容】

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（案）

千葉県市川市長

○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

市川市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 市川市のA 1 地区の住民は、B 市のB 1 地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：市川市A 1 地区の住民は、市川市立A 1 小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B市立B 1 高校体育館に避難する。

鉄道の場合：市川市A 1 地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。集合後は、○日○時○分発B市B 1 駅行きの電車で避難する。B市B 1 駅到着後は、B市職員及び市川市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B 1 高校体育館に避難する。

船舶の場合：市川市A 1 地区の住民は、市川市A港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発B市B 1 港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・ · · · 以下略 · · ·

- (2) 市川市A 2 地区の住民は、B市B 2 地区にあるB市立B 2 中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・ · · · 以下略 · · ·

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。

（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難を行う。また、自主防災組織や

自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

市川市対策本部担当△山○男
T E L 0×-52××-××51 (内線××××)
F A X 0×-52××-××52
・・・以下略・・・

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握
(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定（避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察署との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊などの行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊などの行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

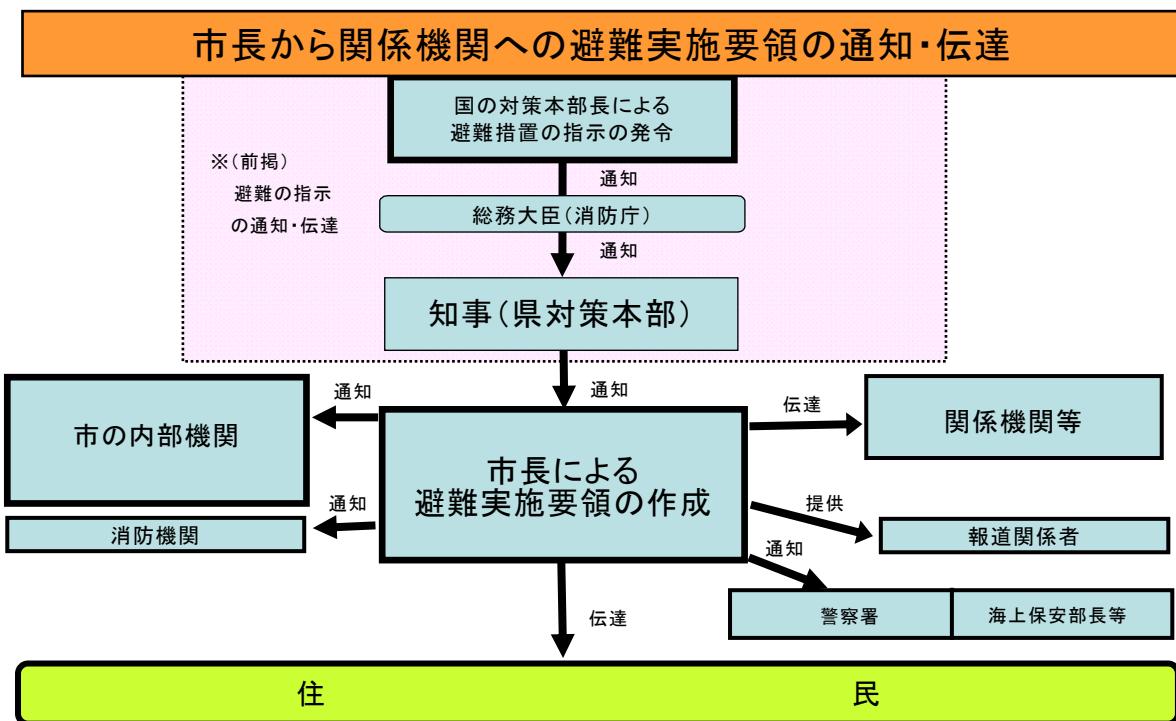
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめることとする。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の内部機関、消防長、警察署長、海上保安本部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

市消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定め

る避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、市消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることが多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わざに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察署と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による医療救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(14) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

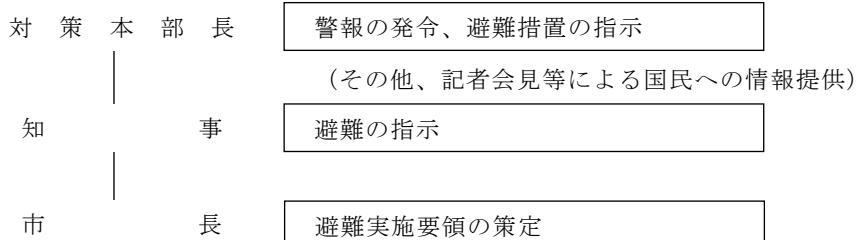
4 武力攻撃事態別の避難住民の誘導等

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるように、全国瞬時警報システム（J-ALE R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努力めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び警察署からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

注：昼間において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、警察署、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、警察署、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻や航空機攻撃の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。
- ② このため、着上陸侵攻や航空機攻撃に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応について定めておくことは困難であり、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め等

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

その際には、武力攻撃事態等の状況、地域の交通や運送物資の優先順位を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。また、その運送経路を決定する際には、県とともに国の対策本部と必要な調整を行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び千葉県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

① 救援に関する措置の実施

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

② 医療活動の実施

市は、千葉県と連携して、N B C 攻撃（「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ）による特殊な医療活動を実施する。

③ 公営住宅の貸与、応急仮設住宅の供与

市は、千葉県と連携し、必要に応じ避難住民等に対する公営住宅の貸与、応急仮設住宅の供与を行う。

④ 避難所の運営

市は、千葉県と連携し、あらかじめ定めるマニュアルに基づき、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得ながら避難所の運営を行う。運営にあたっては、避難住民等のプライバシーの確保に配慮する。

⑤ 応援物資の仕分け

市は、千葉県と連携し、あらかじめ定めた体制に基づき、応援物資を仕分けする。

⑥ 傷病者の後方医療施設への搬送

市は、傷病者搬送の要請を受けた場合には、県が確認する収容先医療機関に搬送する。

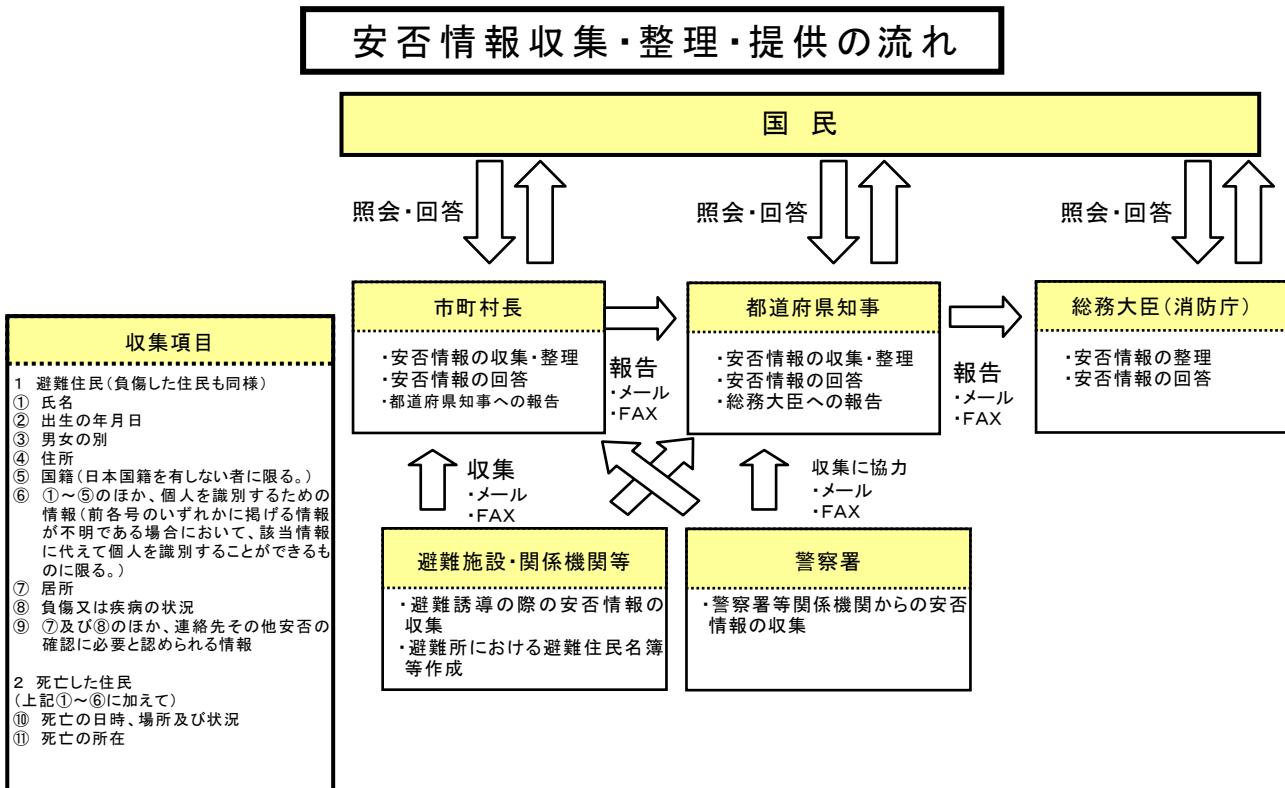
⑦ 救助資機材の調達要請

市は、保有している救助資機材では対応が困難な場合には、県にその調達を要請する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、警察署への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をうよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方針によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報に

については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社千葉県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示の内容】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市の防災行政無線、市 web サイト、広報車、ジェ

イコム千葉 市川・浦安局、エフエム浦安、掲示板等により速やかに住民に伝達とともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、警察署及び海上保安部等、他関係機関等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職員等が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察署、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における警察署、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

N B C 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。
武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ぜる。
- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察署、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保管その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員等の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、市消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受け入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受け入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情

報を提供するとともに、警察署等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、警察署、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、市消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長は、特に現場で活動する消防職員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のことおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、警察署、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

○危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

(1) 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 市内重要施設に係る武力攻撃災害への対処

本市の社会的特性から、武力攻撃事態が発生した場合、人的・経済的被害が大きくなるおそれのある市内重要施設について、第7章に定める対処を踏まえた上で、武力攻撃災害への対処の基本的な考え方について、以下のとおり定める。

(1) 石油コンビナート等特別防災区域に係る対処

市は、武力攻撃事態への対処における侵害排除の面にも配慮して、事業者、県、消防機関及び警察署等関係機関と連携し、危険物質取扱所の使用制限など武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるものとする。

この場合、石油コンビナート等特別防災区域については、武力攻撃災害への対処に加えて消防活動など、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処が行われることとされている。

なお市は、発災後、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、石油コンビナート等現地本部の設置等の必要な体制をとるものとする。

第5 N B C攻撃による災害への対処等

市は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、警察署、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察署等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を要請する。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

（5）市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察署等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【法第108条の汚染拡大防止措置に関する表】

| 対象物件等 | | 措置 |
|-------|-----------------|--|
| 1号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄 |
| 2号 | 生活の用に供する水 | 管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止 |
| 3号 | 死体 | ・移動の制限 ・移動の禁止 |
| 4号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ・廃棄 |
| 5号 | 建物 | ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖 |
| 6号 | 場所 | ・交通の制限 ・交通の遮断 |

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【法施行令第31条の汚染拡大防止措置の手続き】

| | |
|----|---|
| 1. | 当該措置を講ずる旨 |
| 2. | 当該措置を講ずる理由 |
| 3. | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所） |
| 4. | 当該措置を講ずる時期 |
| 5. | 当該措置の内容 |

(6) 要員の安全の確保

市長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、警察署、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行なうことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするために、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(滞納金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

（1）水の安定的な供給

市は、県水道局が実施する、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置に対し協力をを行う。

（2）公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

（1）特殊標章等

ア 特殊標章

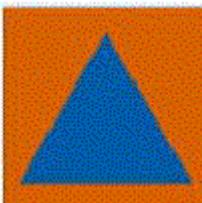
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

| 表面 | 裏面 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---------------------------------------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|--|--|--|--|--|--|--|--------------------------|--|--|--|--|--|--|------------------|-------|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|----------------------|-----------------|---------------------------------------|--|--|--|--|------------------------------|--|--|--|--|--|--|---------|--------------------------|--|--|--|--|--|
|  <p>(オレンジ色地に 青の正三角形)</p> | <table border="1"><tr><td>身分Height</td><td>■■■■■</td><td>■■■■■</td><td>顔の色Type</td><td>■■■■■</td><td>顔の色Type</td><td>■■■■■</td></tr><tr><td colspan="7">その他の特徴又は辨別/Other distinguishing marks or information: ----- ----- -----</td></tr><tr><td colspan="7">持主の写真 PHOTO OF HOLDER</td></tr><tr><td>誕生日Date of birth</td><td colspan="6">-----</td></tr><tr><td colspan="7">この身分証の持主は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(護衛書1)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Convention of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I), in his capacity as -----</td></tr><tr><td>発行年の暦月日Date of issue</td><td>地図番号No. of card</td><td colspan="5">許可権者の署名Signature of issuing authority</td></tr><tr><td colspan="7">有効期限の満了日Date of expiry -----</td></tr><tr><td>印鑑Stamp</td><td colspan="6">持主の署名Signature of holder</td></tr></table> | 身分Height | ■■■■■ | ■■■■■ | 顔の色Type | ■■■■■ | 顔の色Type | ■■■■■ | その他の特徴又は辨別/Other distinguishing marks or information: ----- ----- ----- | | | | | | | 持主の写真 PHOTO OF HOLDER | | | | | | | 誕生日Date of birth | ----- | | | | | | この身分証の持主は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(護衛書1)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Convention of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I), in his capacity as ----- | | | | | | | 発行年の暦月日Date of issue | 地図番号No. of card | 許可権者の署名Signature of issuing authority | | | | | 有効期限の満了日Date of expiry ----- | | | | | | | 印鑑Stamp | 持主の署名Signature of holder | | | | | |
| 身分Height | ■■■■■ | ■■■■■ | 顔の色Type | ■■■■■ | 顔の色Type | ■■■■■ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の特徴又は辨別/Other distinguishing marks or information: ----- ----- ----- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 持主の写真 PHOTO OF HOLDER | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 誕生日Date of birth | ----- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| この身分証の持主は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(護衛書1)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Convention of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I), in his capacity as ----- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発行年の暦月日Date of issue | 地図番号No. of card | 許可権者の署名Signature of issuing authority | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有効期限の満了日Date of expiry ----- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 印鑑Stamp | 持主の署名Signature of holder | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(身分証明書のひな型)

（2）特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、

それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への備えと対処

第1章 総論

第1 基本的考え方

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ、対処する必要がある。そのための平素からの備えと対処について基本的な考え方を以下のとおり定める。

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においては、基本指針を踏まれば、警報の通知及び伝達を除き武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処に準じて緊急対処保護措置を行うこととなる。

一方、今日の安全保障環境に係る国の見解は、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、米国の9.11テロにみられるとおり、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威であるとしている。

このため本編では、近年高まってきている大規模テロの脅威が我が国にも及んでいる現状、並びに、緊急対処事態においては、発生当初は災害と区別できることや発生した事態に対して多様な対応が考えられるため、より詳細に記述することとする。

第2 事態想定ごとの被害概要

市で想定される緊急対処事態ごとの被害概要は、以下のとおりである。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

| 事態例 | 被害の概要 |
|------------------------|---|
| 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 | ○爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフル等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 |

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

| 事態例 | 被害の概要 |
|--------------------|------------------------------------|
| 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 | ○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による |
| 列車等の爆破 | 人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。 |

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

| 事態例 | 被害の概要 |
|--------------------------------|---|
| 放射性物質 ○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 | <ul style="list-style-type: none">ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎、また、放射性物質による被ばくや、汚染による被害及び不安が生じることである。ダーティボムの爆発により放射線被ばくや放射性物質により汚染が起きると急性障害や発がんを含む晩発障害が起きることがある。小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。まず、核爆発によって爆心地周辺においては、熱線、爆風及び中性子線やガンマ線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、被ばくや放射性物質による汚染の被害を短期間にもたらすほか、中性子線により放射化された建築物や土壤から放射線が発生したり放射性物質を含んだ降下物が風下方向に拡散し、被害範囲を拡大させる。 |
| 生物剤・毒素 ○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 | <ul style="list-style-type: none">生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既知かどうか等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。水源地に対する毒素等の混入による被害は、汚染による健康被害及び不安が生じることである。 |
| 化学剤 ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 | <ul style="list-style-type: none">一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がり人的被害をもたらす。 |

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

| 事態例 | 被害の概要 |
|-----------------------|---|
| ○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ | <ul style="list-style-type: none">・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 |

第3 平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるための、平素からの備えに必要な事項について、N B Cテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に以下のとおり定める。

1 千葉県等との情報交換

市は、住民の避難、救援、被害の最小化等に関する措置を的確に行うまでの知見を迅速に入手し、必要な協力を得るため、あらかじめ千葉県等との情報交換を行うものとする。

2 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策に努めるものとする。

3 対処マニュアル等の共有化

市は、緊急対処事態において、迅速な対応を図るため、県が作成する対処マニュアルや緊急連絡体制等を把握し、情報の共有化に努める。

4 石油コンビナート等特別防災区域における備え

石油コンビナート等特別防災区域における緊急対処事態への備えについては、第2編第2章7(3)に掲げる武力攻撃災害等への備えに準じて、関係機関との連携に努めるものとする。

第2章 緊急対処事態への対処

第1 事態認定前の対処

市は、武力攻撃事態と同様に、緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた住民の避難等の活動を行うなど、事態認定前の対処について、以下のとおり定める。

1 初動時情報連絡体制

市消防局や関係機関からの連絡その他の情報により、市の各部局等が緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を、市長へ報告するとともに、県等他の関係機関へ連絡する。

また、市の各部局は、第一報に続き、事件の概要、経過、措置等に関する続報についても市長及び危機管理室長へ迅速に報告するものとする。

2 国民保護等連絡室の設置

- ① 危機管理室長は、感染症の異常な発生や大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破など国における緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合においては、市として情報収集・分析を迅速に行うため、国民保護等連絡室を速やかに設置する。国民保護等連絡室は、危機管理室長など、事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。
- ② 国民保護等連絡室は、市消防局等を通じて当該事案に係る情報収集に努め、県等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
- ③ 危機管理室長は、情報分析の結果、緊急対処事態に該当しないことが判明した場合は、国民保護等連絡室を廃止する。

3 国民保護等緊急対策本部の設置

- ① 市長は、国における緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案の疑いがある場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するために必要な措置を迅速に実施する必要があるときは、国民保護等緊急対策本部を速やかに設置する。
- ② 国民保護等緊急対策本部の組織及び事務局編成は、武力攻撃事態等の認定前の場合と同様とする。

4 緊急対処事態対策本部に移行する場合の調整

(1) 国民保護等連絡室又は国民保護等緊急対策本部の廃止

市は、国民保護等連絡室又は国民保護等緊急対策本部を設置した後に国において事態認定が行われ、本市に対し緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合に、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、国民保護等連絡室又は国民保護等緊急対策本部は廃止する。

(2) 災害対策本部からの移行

市が、事態を大規模事故として判断し、または、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合において、その後、国において事態認定が行われ、緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、市は、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

なお、市緊急対処事態対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第2 市緊急対処事態対策本部の設置等

市が、緊急対処事態対策本部を設置する場合の手順等について、以下のとおり定める。

1 市緊急対処事態対策本部の設置手順

(1) 市長による市緊急対処事態対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置する。

また、事前に国民保護等連絡室や国民保護等緊急対策本部を設置していた場合は、市緊急対処事態対策本部に切り替えるものとする。

(2) その他設置関連項目

次の設置関連項目については市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

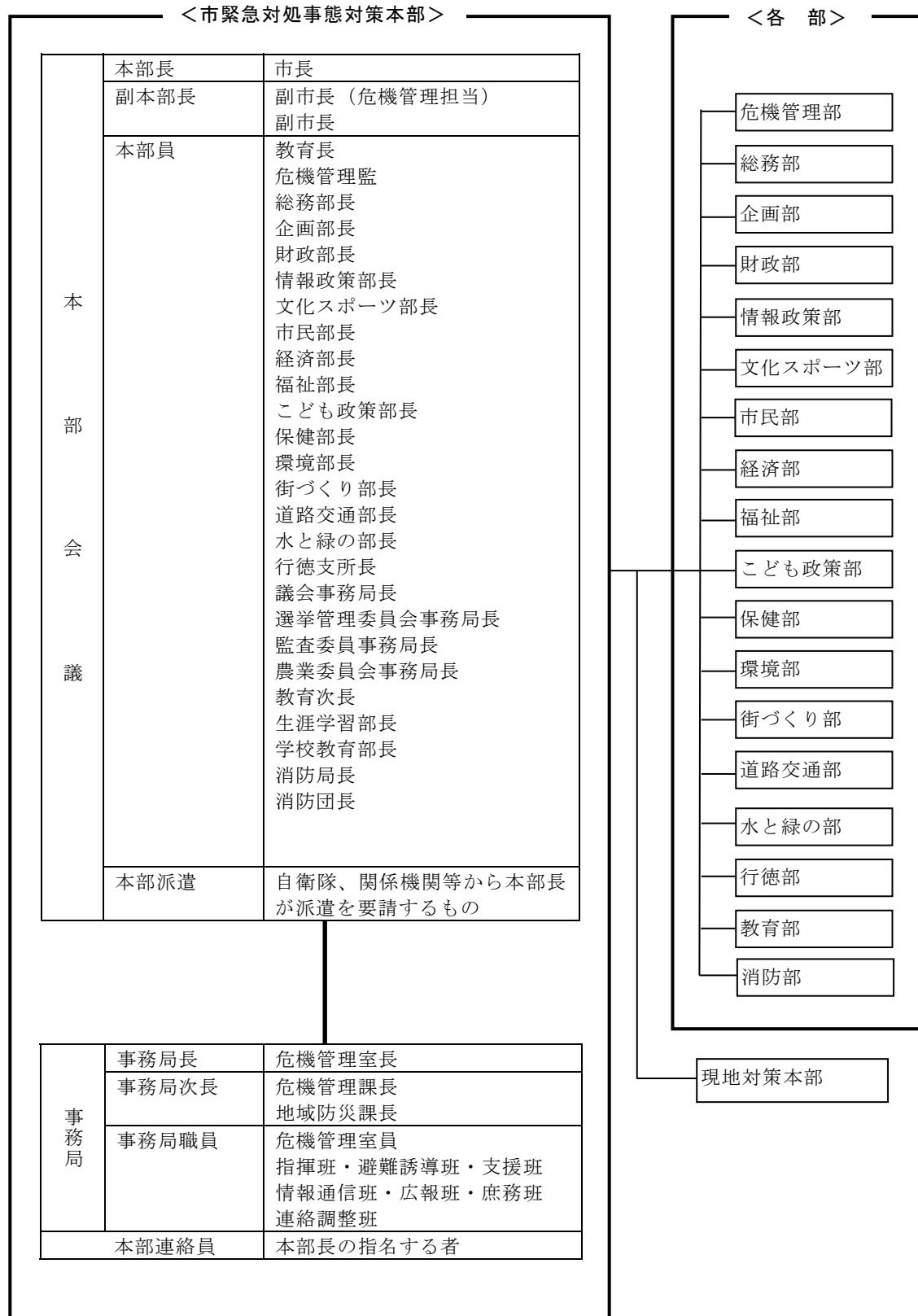
- ① 市緊急対処事態対策本部員及び同本部職員の参集
- ② 市緊急対処事態対策本部の開設
- ③ 交代要員等の確保
- ④ 代替施設における本部機能の確保

2 その他市緊急対処事態対策本部関連事項

次の関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ① 市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の要請等
- ② 市緊急対処事態対策本部の組織構成及び機能
- ③ 市緊急対処事態対策本部における広報等
- ④ 市現地対策本部の設置
- ⑤ 市緊急対処事態対策本部長の権限
- ⑥ 市緊急対処事態対策本部の廃止
- ⑦ 通信の確保

【市緊急対処事態対策本部の組織構成】



第3 関係機関相互の連携と主な役割

緊急対処事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携について、以下のとおり定める。

1 初動時における連携の基本モデルと主な役割

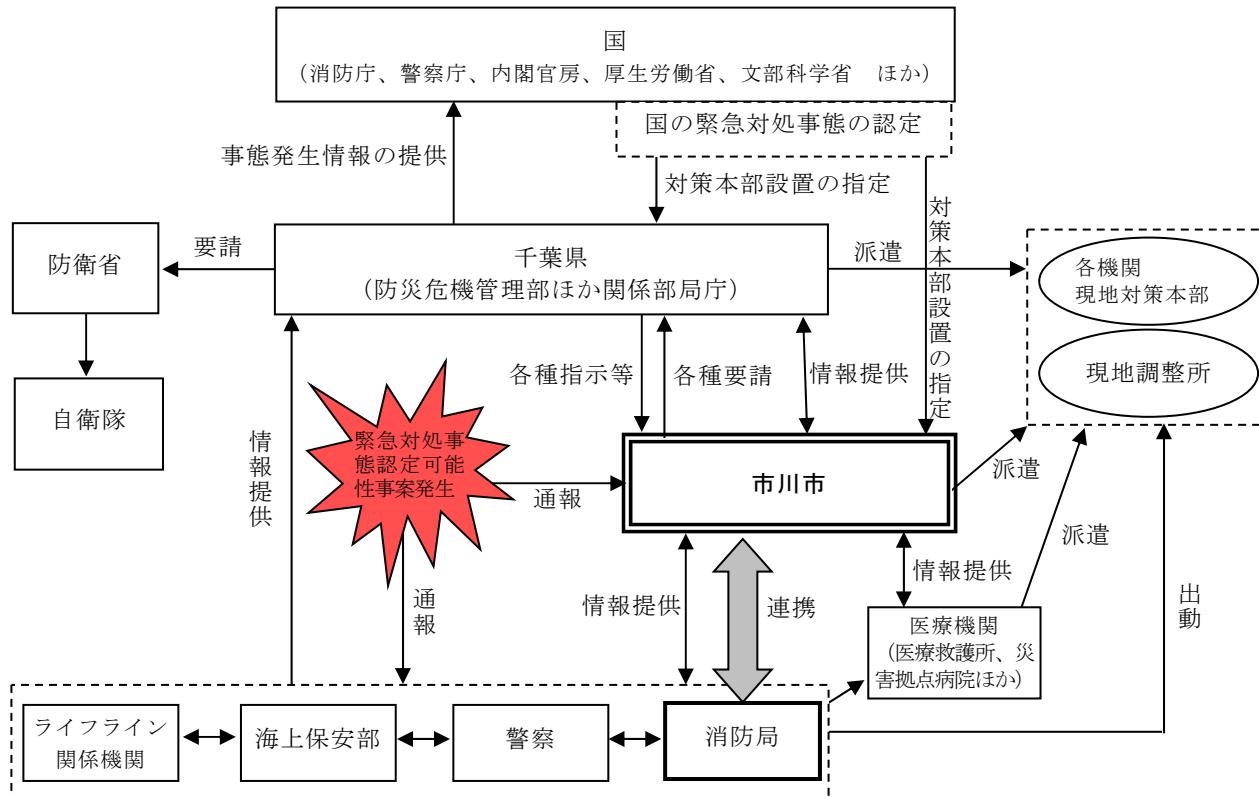
緊急対処事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、武力攻撃事態における連携に準じるものとするが、特に初動対応で重要なのは、市や県と消防、警察署等の現地対処機関との連携である。

初動時における現地対処関係機関の主な役割は以下のとおりと想定されており、基本的な連携モデルは、次の(2)のとおり想定される。

(1) 緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案（以下「緊急対処事態認定可能性事案」という）発生時の主な関係機関の役割。

| | |
|-------|--|
| 市 | 情報収集、情報提供、避難誘導、避難者支援など |
| 県 | 情報収集、情報提供、健康相談など |
| 警察 | 情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など |
| 消防 | 情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など |
| 医療機関 | 救急医療、トリアージ、二次除染など |
| 自衛隊 | 捜索及び救出、除染など |
| 海上保安部 | 情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など |

(2) 緊急対処事態認定前後の関係機関連携モデル



※ 「緊急対処事態」の形態は、いわゆるN B Cテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携のイメージを総括的に図示したものである。

※ 各関係機関の総合調整は、基本的には現地付近に設置される現地調整所と市役所に設置される緊急対処事態対策本部にて行う。

2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割

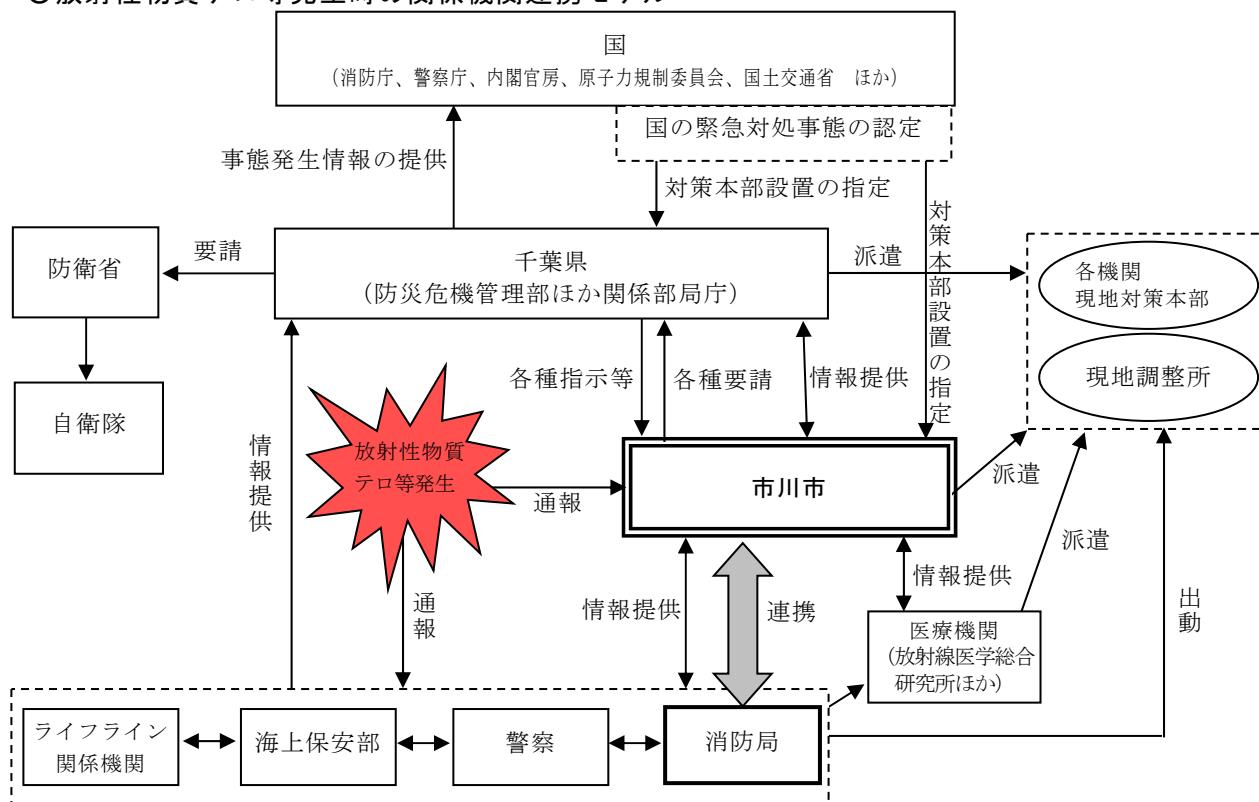
大規模テロなど緊急対処事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割は以下のとおり想定されており、連携モデル及び発生時の連絡系統図は以下のとおり想定される。

(1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「放射性物質テロ等」という）

○放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割

| | |
|-------|--|
| 市 | 情報収集、情報提供、避難誘導、避難者支援など |
| 国 | 情報収集、情報提供、専門家の派遣、モニタリングなど |
| 県 | 情報収集、情報提供、健康相談、モニタリングなど |
| 警察 | 情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など |
| 消防 | 情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送、消火活動など |
| 医療機関 | 救急医療、トリアージ、除染など |
| 自衛隊 | 捜索及び救出など |
| 海上保安部 | 情報収集、情報提供、救助、船舶回航指導・支援など |

○放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル



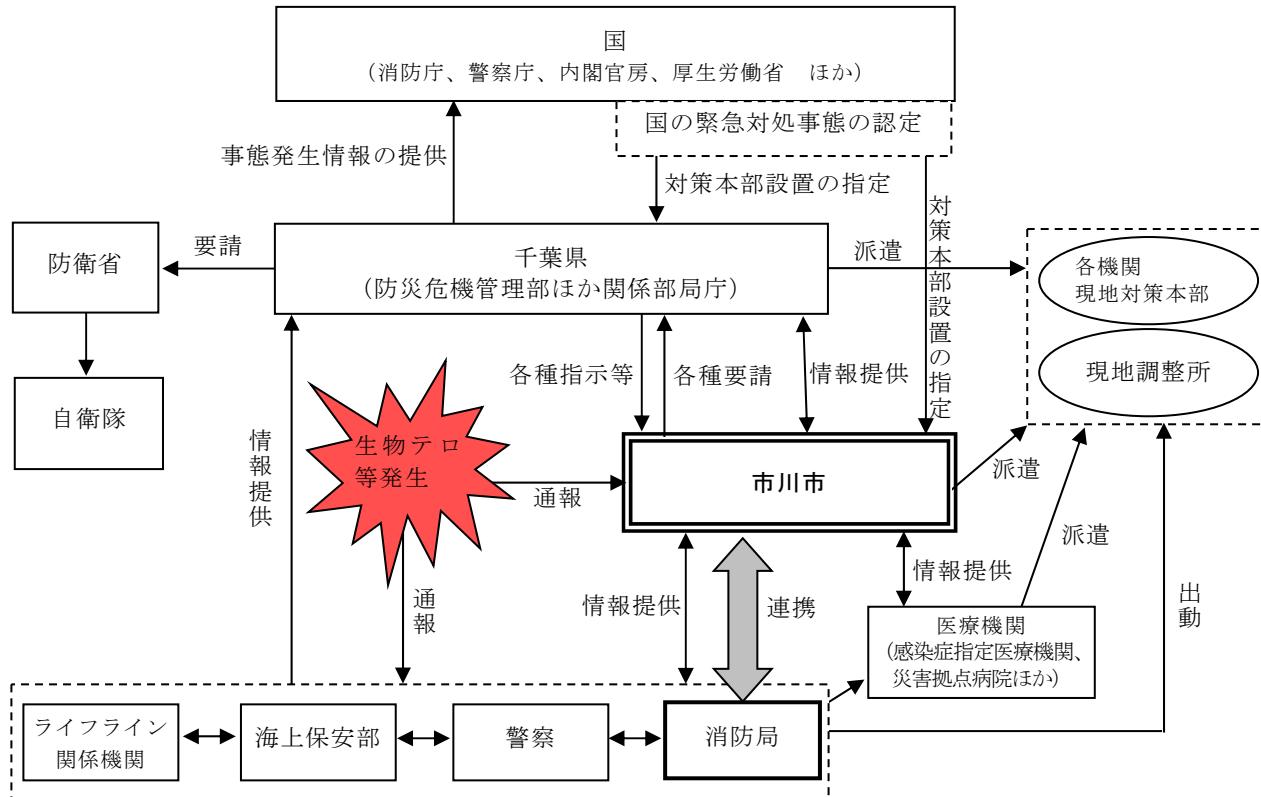
※ 放射性物質テロの事例としては、大規模な被害が想定されるものとしては、輸送中の放射性物質の近くでトラック爆弾（大量の爆発物を積んだ大型車）を爆破させるというようなことが挙げられる。

(2) 生物剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「生物テロ等」という）

○生物テロ等発生時の主な関係機関の役割

| | |
|-------|--|
| 市 | 情報収集、情報提供、避難誘導、避難者支援など |
| 県 | 情報収集、情報提供、健康相談、感染経路等の調査、生物剤の検出、ワクチン接種（医療機関と協力）、（可能な範囲で）地域・施設の除染、消毒など |
| 警察 | 情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、簡易検知、検体採取、捜査活動など |
| 消防 | 情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、被害者の除染（生物剤を含んだ物質を散布されたときなど）、救急搬送など |
| 医療機関 | 救急医療、健康福祉センター（保健所）への届け出など |
| 自衛隊 | 捜索及び救出、除染など |
| 海上保安部 | 情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救急搬送、立入制限など |

○生物テロ等発生時の関係機関連携モデル



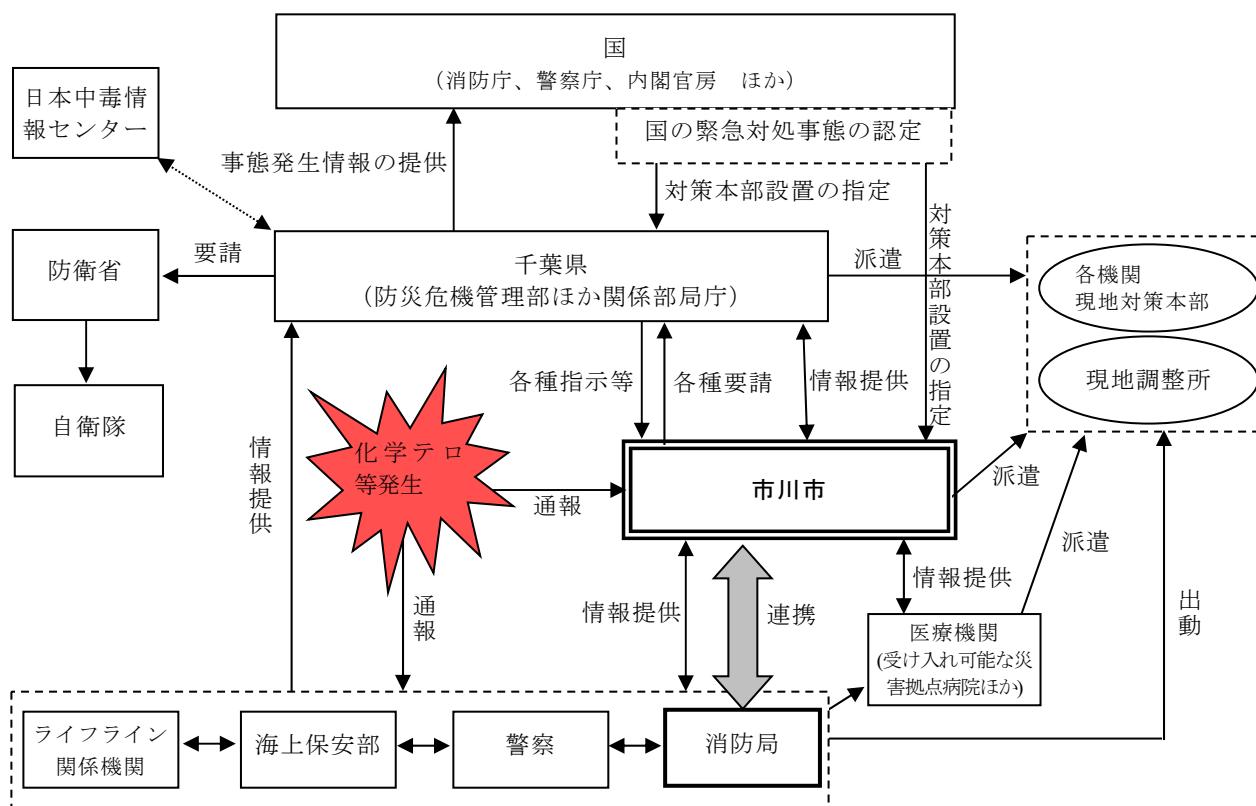
※ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であることに留意する。

(3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「化学テロ等」という）

○化学テロ等発生時の主な関係機関の役割

| | |
|-------|--|
| 市 | 情報収集、情報提供、避難誘導、避難者支援など |
| 県 | 情報収集、情報提供、健康相談など |
| 警察 | 情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、交通規制、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、捜査活動など |
| 消防 | 情報収集、情報提供、簡易検知、救助、立入禁止区域等の設定、被害者の一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送など |
| 医療機関 | 救急医療、トリアージ、被害者の二次除染など |
| 自衛隊 | 捜索及び救出、除染など |
| 海上保安部 | 情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など |

○化学テロ等発生時の関係機関連携モデル



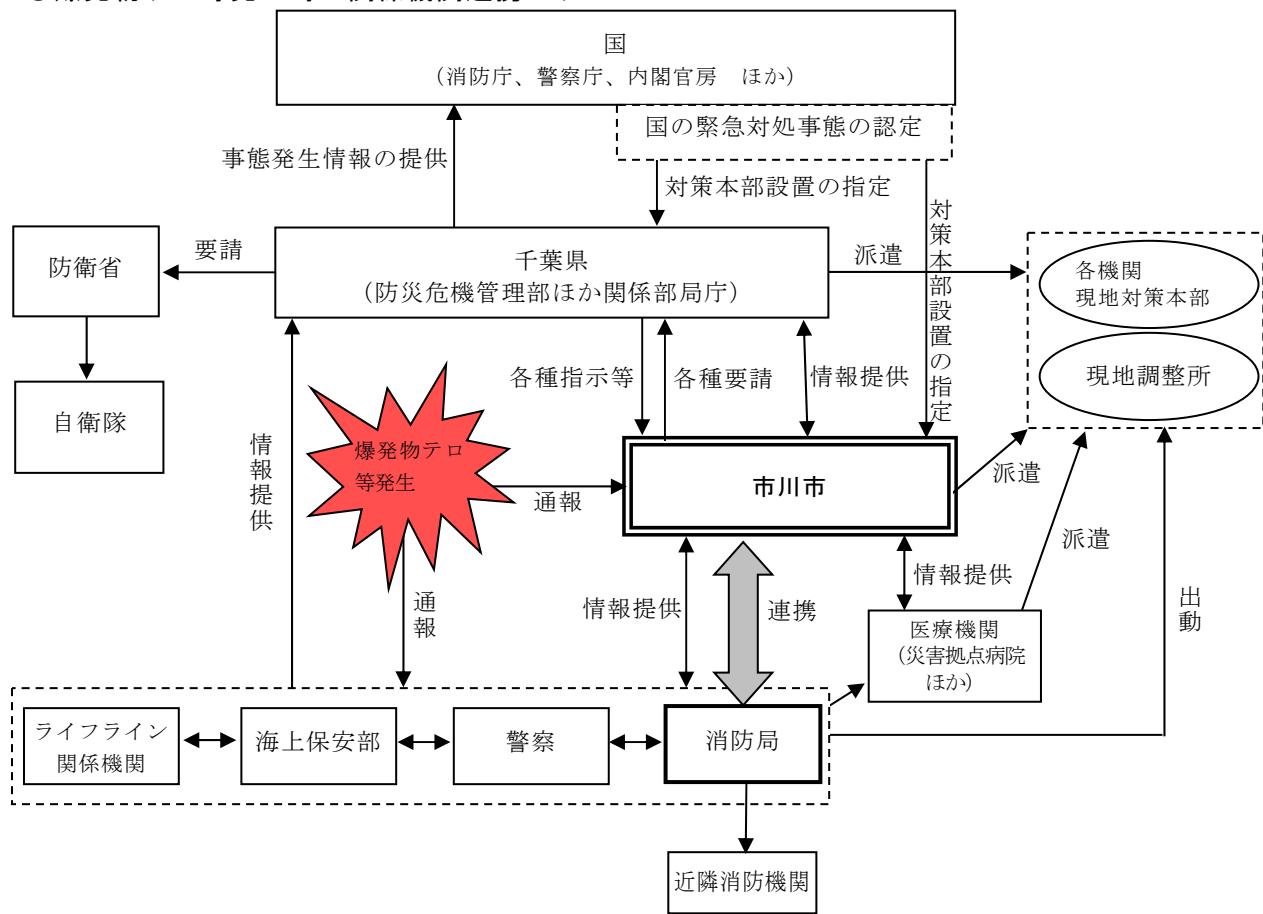
※ (財) 日本中毒情報センター：テロに使用された物質に関する助言を行う。（除染剤、除染方法、処理方法など）

(4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「爆発物テロ等」という）

○爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割

| | |
|-------|--|
| 市 | 情報収集、情報提供、避難誘導、避難者支援など |
| 県 | 情報収集、情報提供、健康相談（自衛隊派遣要請）など |
| 警察 | 情報収集、情報提供、現場の保存、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、交通規制、捜査活動など |
| 消防 | 情報収集、情報提供、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など |
| 医療機関 | 救急医療、トリアージなど |
| 自衛隊 | 捜索及び救出など |
| 海上保安部 | 情報収集、情報提供、救助、救急搬送、船舶回航指導・支援など |

○爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル



第4 緊急対処事態への対処上の留意点

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、前記したように、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととする。その取扱い上の留意すべき点について以下のとおり定める。

1 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

2 赤十字標章等の標章の取扱い

赤十字標章等及び特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における赤十字標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

3 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした、国民経済上の措置に関する規定(生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定)は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

用語解説

【あ～お】

●安定ヨウ素剤

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくと、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

●NBC（エヌビーシー）

核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。

【か～こ】

●核兵器

核反応による爆発を大量破壊に用いる目的で、作られた兵器の総称。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾など。

●化学剤

化学兵器等に用いられる人体等に有害な化学物質神経剤サリン、タブン、ゾマン、VX等、びらん剤（イオウマスター、窒素マスター、ルイサイト等）、血液剤（シアン系（青酸）等）、窒息剤系（塩素、ホスゲン等）などがある。

●危険物資等

引火・爆発又は空气中への飛散・周辺地域への流出により、住民の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質で、危険物、毒物・劇物、火薬類、高圧ガス、毒薬・劇薬など。

●基本指針

政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと、指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるものである。（国民保護法第32条）

●緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。（事態対処法第25条）

●緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。（国民保護法第172条）

●緊急通報

武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるとときに、武力攻撃災害の現状及び予測や住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項を、都道府県知事が発令するもの。（国民保護法第99条）

●ゲリラ

小部隊による奇襲などで敵を混乱させる戦法。また、その部隊や戦闘員のこと。

●航空攻撃

我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

●国際人道法

武力紛争という敵・味方に分かれて戦っている極限的な状況において、お互いが最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。主要な条約として「1949年のジュネーヴ4条約」と「1977年の2つの追加議定書」がある。

●「国民」、「住民」、「市民」

「国民」の語は、国民保護措置のように成句となっている場合や基本的人権に係る記述などの場合に用いる。

「住民」の語は、避難、救援などの具体的措置に係る記述の場合に用いる。

「市民」の語は、物資等の備蓄・整備などの啓発に関する記述等に用いる。

●国民の保護のための措置（国民保護措置）

対処基本方針が定められたから武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等をいう。（国民保護法第2条）

●国民保護協議会

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会。（国民保護法第37条～第40条）

●国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画です。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっている。（国民保護法第36条）

●国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。（国民保護法第33条～第35条）

●国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

●避難行動要支援者

- 次のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者
 - (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者
 - (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者
 - (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者
- 例えれば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。

●災害対策基本法

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律。

●指定行政機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されている。（事態対処法第2条第4号）

●指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。（事態対処法第2条第6号）

●指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。（国民保護法第2条第2号）

●ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と追加議定書からなる。

- ・戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
- ・海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）

<主な内容> 戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。

- ・捕虜の待遇に関する条約（第三条約）

<主な内容> 捕虜は人道的に取扱わなければならない。

- ・戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）

<主な内容> 非戦闘員である文民は保護されなければならない。

●自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

●生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設のこと。（国民保護法第102条）

●生物兵器

人間・動物・植物に有害な細菌・ウイルスなどを散布する兵器。細菌（炭疽菌、コレラ菌）、ウイルス（天然痘ウイルス）、リケッチャ（Q熱リケッチャ）、毒素を生じる細菌（ボツリヌス菌毒素）などがある。

●赤十字標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書においては、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨規定している。そして、軍関係以外の医療組織及び医療輸送手段を保護するため、特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。
赤十字標章とは、この特殊標章のことである。

【た～と】

●ダーティボム

爆薬と放射性物質を組み合わせた「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らす。

●弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンで推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。

●着上陸侵攻

我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。

●テロ

政治的又は社会的な目的を達成するために、政府、民間人またはその一部に対し脅威を与え、または威圧することを企図して人間または財産に対して非合法的な形で武力を行使すること。

●特殊部隊

特殊作戦遂行のために編成、装備された小編成の軍事組織。

●特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める赤十字標章及び文民保護標章をいう。

●トリアージ

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、傷病者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、搬送、病院選定、治療の実施を行うことが大切である。

トリアージとは、傷病者を重症度、緊急性などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることである。

【は～ほ】

●避難実施要領

避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関する要領。

●避難先地域

国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域をいう。（住民の避難の経路となる地域を含む。）
(国民保護法第52条第2項)

●武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。（事態対処法第2条）

●武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。(国民保護法第2条)

●武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。（事態対処法第2条）

●武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。なお、武力攻撃事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義している。（事態対処法第2条）

●武力攻撃事態対処法

法律の正式名称は「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国、及び国民の安全の確保に関する法律」です。平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行されました。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

【よ】

●要避難地域

国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域をいう。（国民保護法第52条第2項）